

○神奈川県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する規程

平成26年3月25日

神奈川県警察本部訓令第4号

神奈川県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する規程を次のように定める。

神奈川県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、神奈川県公安委員会の権限に属する事務の決裁等に関する規則（平成26年神奈川県公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、神奈川県公安委員会の権限に属する事務のうち、神奈川県警察において専決する事務その他必要な事項に関し定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 部長等 各部の部長、組織犯罪対策本部長及び運転免許本部長をいう。

(2) 課長等 神奈川県警察の組織に関する規則（昭和44年神奈川県公安委員会規則第2号。以下「組織規則」という。）第63条第1項に規定する課長、室長、隊長及び所長をいう。

(専決区分)

第3条 警察本部長のほか、部長等、課長等及び警察署長は、別表の区分によりその所掌事務に属する事項について専決するものとする。

第4条 前条の規定にかかわらず、専決者において当該事項が特命のある事項、新規な事項等に属すると認められる場合は、部長等及び課長等にあつては上司の指示を、警察署長にあつては当該事務を主管する部長（運転免許に関する事務にあつては運転免許本部長）の指示を受けなければならない。

(公安委員会に対する報告)

第5条 規則第6条に基づく公安委員会に対する報告は、別に示す方法により、部（運転免許に関する事務にあつては運転免許本部）ごとに行うものとする。

附 則

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

2 神奈川県公安委員会の権限に属する事務の代行処理に関する規程に基づく事務処理規程（昭和52年神奈川県警察本部訓令第12号）は、廃止する。

附 則（平成26年5月27日神奈川県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成26年10月28日神奈川県警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成26年10月29日から施行する。

附 則（平成26年12月19日神奈川県警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成26年12月22日から施行する。

附 則（平成27年3月27日神奈川県警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月26日神奈川県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成27年5月29日神奈川県警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成27年6月11日神奈川県警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成27年6月11日から施行する。

附 則（平成27年9月29日神奈川県警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成27年10月5日から施行する。

附 則（平成27年12月25日神奈川県警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年 3 月 7 日神奈川県警察本部訓令第 3 号）
この訓令は、平成28年 3 月 7 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月29日神奈川県警察本部訓令第 9 号）
この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 6 月 9 日神奈川県警察本部訓令第16号）
この訓令は、平成28年 6 月23日から施行する。

附 則（平成28年 7 月27日神奈川県警察本部訓令第17号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 9 月29日神奈川県警察本部訓令第20号）
この訓令は、平成28年10月 1 日から施行する。

附 則（神奈川県警察本部訓令第 2 号）
この訓令は、平成29年 1 月16日から施行する。

附 則（平成29年 3 月10日神奈川県警察本部訓令第 6 号）
この訓令は、平成29年 3 月12日から施行する。

附 則（平成29年 3 月24日神奈川県警察本部訓令第 9 号）
この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 6 月13日神奈川県警察本部訓令第16号）
この訓令は、平成29年 6 月14日から施行する。

附 則（平成29年12月15日神奈川県警察本部訓令第27号）
この訓令は、平成30年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月15日神奈川県警察本部訓令第 3 号）
この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月16日神奈川県警察本部訓令第 4 号）
この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 4 月27日神奈川県警察本部訓令第10号）
この訓令は、平成30年 5 月 6 日から施行する。

附 則（平成30年 6 月27日神奈川県警察本部訓令第12号）
この訓令は、平成30年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 8 月28日神奈川県警察本部訓令第14号）
この訓令は、平成30年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年10月17日神奈川県警察本部訓令第19号）
この訓令は、平成30年10月24日から施行する。

附 則（平成31年 3 月26日神奈川県警察本部訓令第 1 号）
この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 8 月27日神奈川県警察本部訓令第13号）
この訓令は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年11月 7 日神奈川県警察本部訓令第16号）
この訓令は、令和元年11月 8 日から施行する。

附 則（令和元年11月29日神奈川県警察本部訓令第17号）
この訓令は、令和元年12月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月25日神奈川県警察本部訓令第 6 号）
この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月21日神奈川県警察本部訓令第16号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年11月27日神奈川県警察本部訓令第22号）
この訓令は、令和 2 年12月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月21日神奈川県警察本部訓令第11号）
この訓令は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月14日神奈川県警察本部訓令第 4 号）

この訓令は、令和4年3月15日から施行する。
 附 則（令和4年5月12日神奈川県警察本部訓令第12号）
 この訓令は、令和4年5月13日から施行する。
 附 則（令和4年7月21日神奈川県警察本部訓令第15号）
 この訓令は、令和4年7月21日から施行する。
 附 則（令和4年9月26日神奈川県警察本部訓令第21号）
 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。
 附 則（令和5年3月22日神奈川県警察本部訓令第7号）
 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
 附 則（令和5年6月28日神奈川県警察本部訓令第13号）
 この訓令は、令和5年7月1日から施行する。
 附 則（令和5年7月7日神奈川県警察本部訓令第14号）
 この訓令は、令和5年7月7日から施行する。
 附 則（令和5年8月29日神奈川県警察本部訓令第16号）
 この訓令は、令和5年9月1日から施行する。
 附 則（令和5年11月30日神奈川県警察本部訓令第22号）
 この訓令は、令和5年12月1日から施行する。
 附 則（令和6年3月28日神奈川県警察本部訓令第10号）
 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
 附 則（令和6年7月26日神奈川県警察本部訓令第14号）
 この訓令は、令和6年7月29日から施行する。
 附 則（令和7年1月8日神奈川県警察本部訓令第2号）
 この訓令は、公布の日から施行する。
 附 則（令和7年3月21日神奈川県警察本部訓令第6号）
 この訓令は、令和7年3月24日から施行する。
 附 則（令和7年4月25日神奈川県警察本部訓令第8号）
 この訓令は、令和7年5月1日から施行する。
 附 則（令和7年6月26日神奈川県警察本部訓令第12号）
 この訓令は、令和7年7月1日から施行する。
 附 則（令和7年11月20日神奈川県警察本部訓令第22号）
 この訓令は、公布の日から施行する。
 附 則（令和7年11月26日神奈川県警察本部訓令第23号）
 この訓令は、令和7年11月28日から施行する。
 附 則（令和7年12月12日神奈川県警察本部訓令第24号）
 この訓令は、令和7年12月15日から施行する。
 附 則（令和8年3月30日神奈川県警察本部訓令第4号）
 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

1 共通

法令名	条項	内容	公安委員会	専決者			
				警察本部			警察署長
				本部長	部長等	課長等	
地方自治法（昭和22年法律第67号）	第138条の2第2項	公安委員会規則等の制定	○				
	第245条の4第1項	国家公安委員会からの技術的な助言及び勧告	○				

		並びに資料の提出の要求に対する措置					
	第245条の4第3項	国家公安委員会に対する技術的な助言及び勧告並びに情報の提供の要求	○				
	第245条の7第1項	国家公安委員会からの違反の是正及び講ずべき措置の指示に対する措置	○				
警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）	第4条第2項	警察官が避難等の措置をとったときの報告の受理及び他の公の機関への協力を求める措置	○				
警察法（昭和29年法律第162号）	第38条第5項	公安委員会規則の制定	○				
	第43条の2	監察の具体的及び個別的な指示等	○				
	第45条	公安委員会の運営に関する必要な事項の決定	○				
	第50条第1項及び第55条第3項	地方警務官の任免に関する同意及びその他の	○				

		職員の任免に関する意見					
第50条第2項及び第55条第4項	地方警務官及び地方警察職員の懲戒及び罷免の勧告	○					
第53条の2第3項	警察署協議会委員の委嘱	○					
第53条の2第4項	警察署協議会に関する必要な事項の決定	○					
第56条第3項	監察事項等に係る事案の報告の受理	○					
第58条	組織の細目的事項の定め	○					
第60条第1項	援助の要求及び援助（大規模な災害が発生した場合に緊急に行う援助の要求及び援助並びに犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）第13条に基づく専門捜査員の派遣の要求及び派遣を除く。）	○					
	援助の要		○				

		求及び援助（大規模な災害が発生した場合に緊急に行う援助の要求及び援助並びに犯罪捜査共助規則第13条に基づく専門捜査員の派遣の要求及び派遣に限る。）					
	第60条第2項	警察庁への連絡		○			
	第79条	苦情の申出の受理及び処理並びに処理結果の通知	○				
警察法施行令（昭和29年政令第151号）	第13条第2項	公安委員会規則の制定	○				
自衛隊法（昭和29年法律第165号）	第81条第1項	自衛隊の治安出動の要請について県知事との協議	○				
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第4条	審査請求の受理				○	
	第9条第4項	職員による審理手続				○	
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第11条第2項	総代の互選の命令				○	

第9条第3項の規定により読み替えて適用する第13条第1項	参加人の参加の許可				○	
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第13条第1項	参加人の参加の不許可			○		
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第13条第2項	参加人の参加の要求				○	
第14条	審査請求の引継ぎ	○				
第15条第3項及び第6項	地位の承継の届出の受理及び許可				○	
第16条第1項	標準審理期間の設定及び公表				○	
第20条	口頭による審査請求の陳述を受けること				○	
第22条	審査請求書の送付及び受理並びに通知				○	
第23条	補正の命令				○	
第24条	却下裁決	○				
第25条第2項	執行停止の申立ての受理				○	
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第25条第7項	執行停止の決定	○				
第26条	執行停止	○				

	の取消し					
第27条第1項	審査請求の取下げの受理				○	
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第29条第1項	審査請求書及び審査請求録取書の送付並びに弁明書の提出の要求及び作成				○	
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第29条第2項、第3項及び第5項	弁明書の提出の要求、作成及び送付				○	
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第30条第1項及び第2項	反論書及び意見書の提出期間の決定及び受理				○	
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第30条第3項	反論書及び意見書の送付				○	
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第1項及び第2項	口頭意見陳述の機会の付与並びに日時及び場所の指定並びに審理関係人の招集				○	
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第1項及び第2項	補佐人の出頭の許可				○	

み替えて適用する第31条第3項	補佐人の出頭の不許可			○		
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第4項	口頭意見陳述の制限				○	
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第5項	質問の許可				○	
	質問の不許可				○	
第32条第1項及び第2項	提出書類等の受理				○	
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第32条第3項	証拠書類等を提出すべき期間の設定				○	
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第33条	書類その他の物件の提出の要求の申立ての受理及び提出の要求並びに当該物件の留置				○	
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第34条	陳述及び鑑定の要求の申立ての受理並びに陳述及び鑑定の要求				○	
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第35条	検証の要求の申立ての受理				○	

み替えて適用する第35条第1項	及び検証の要求					
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第35条第2項	検証の日時及び場所の通知並びに検証へ立ち会う機会の付与				○	
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第36条	質問の要求の申立ての受理及び質問				○	
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第37条第1項及び第2項	審理関係人の招集及び意見の聴取				○	
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第37条第3項	審理手続の期日及び場所並びに終結の予定時期の決定				○	
	審理手続の期日及び場所並びに終結の予定時期の通知				○	
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第38条第1項	提出書類等の閲覧及び交付の要求の受理並びに閲覧の許可及び交付				○	
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第39条第1項	提出人の意見の聴取				○	

	み替えて適用する第38条第2項					
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第38条第3項	閲覧の日時及び場所の指定			○	
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第38条第5項	手数料の減額及び免除			○	
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第39条	審理手続の併合及び分離			○	
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第41条第1項及び第2項	審理手続の終結			○	
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第41条第3項	審理手続の終結の通知			○	
	第45条から第49条まで	裁決及び措置命令	○			
	第51条第2項及び第4項	裁決書の謄本の送付及び公示			○	
	第53条	証拠書類等の返還			○	

	第82条第1項	審査庁等の教示				○	
	第84条	審査請求に必要な情報の提供				○	
	第85条	審査請求の処理状況の公表	○				
行政手続法（平成5年法律第88号）	第5条第1項	審査基準の設定	○				
	第5条第3項	審査基準の公表				○	○
	第6条	標準処理期間の設定	○				
		標準処理期間の公表				○	○
	第7条	申請の補正の要求及び許認可等の拒否				○	○
	第8条	理由の提示				○	○
	第9条	情報の提供				○	○
	第10条	公聴会及び意見を聴く機会の設置	○				
	第11条第2項	他の行政庁との連絡調整等				○	
	第12条第1項	処分基準の設定	○				
		処分基準の公表				○	○
	第13条第1項第1号イ、ロ、ハ	聴聞の実施	○				
	第13条第1項第1号ニ	聴聞が相当であることの認定及び実施	○				
	第13条第1項	弁明の機				○	

項第2号	会の付与					
第14条第1項及び第2項	不利益処分 の理由 の提示				○	○
第15条第1項	聴聞の通知（実施の期日等の決定を含む。）				○	
第15条第3項（第31条において準用する場合を含む。）	聴聞の通知の公示				○	
第16条第4項（第17条第3項及び第31条において準用する場合を含む。）	代理人資格喪失の届出の受理				○	
第18条第1項及び第3項	文書等の閲覧の受理及び許可並びに日時及び場所の指定				○	
第19条第1項	聴聞の主宰者の指名（公安委員会の委員に限る。）	○				
	聴聞の主宰者の指名（公安委員会の委員を除く。）				○	
第20条第6項	聴聞の審理の公開	○				
第24条第3項	聴聞調書及び報告書の受理				○	
第24条第4項	聴聞調書				○	

神奈川県 行政手続 条例（平成 7年神奈川 県条例第1 号）	項	及び報告 書の閲覧 の要求の 許可					
	第25条	聴聞の再 開の命令	○				
	第29条	口頭によ る弁明の 機会の付 与及び弁 明書の受 理並びに 証拠書類 等の受理				○	
	第30条	弁明の機 会の付与 の通知				○	○
	第36条の3 第1項及び 第3項	処分の求 めの受理 及び調査				○	○
	第5条第1 項	審査基準 の設定	○				
	第5条第3 項	審査基準 の公表				○	○
	第6条	標準処理 期間の設 定	○				
		標準処理 期間の公 表				○	○
	第7条	申請の補 正の要求 及び許認 可等の拒 否				○	○
	第8条	理由の提 示				○	○
	第9条	情報の提 供				○	○
	第10条	公聴会及 び意見を 聴く機会 の設置	○				
	第11条第2 項	他の行政 庁との連 絡調整等				○	
	第12条第1 項	処分基準 の設定	○				

	処分基準 の公表				○	○
第13条第1 項第1号 ア、イ	聴聞の実 施	○				
第13条第1 項第1号ウ	聴聞が相 当である ことの認 定及び実 施	○				
第13条第1 項第2号	弁明の機 会の付与				○	
第14条第1 項及び第2 項	不利益処 分の理由 の提示				○	○
第15条第1 項	聴聞の通 知（実施及 び実施の 期日等の 決定を含 む。）				○	
第15条第3 項（第29条 において 準用する 場合を含 む。）	聴聞の通 知の公示				○	
第16条第4 項（第17条 第3項及び 第29条に おいて準 用する場 合を含 む。）	代理人資 格喪失の 届出の受 理				○	
第18条第1 項及び第3 項	文書等の 閲覧の受 理及び許 可並びに 日時及び 場所の指 定				○	
第19条第1 項	聴聞の主 宰者の指 名（公安委 員会の委 員に限 る。）	○				

		聴聞の主宰者の指名（公安委員会の委員を除く。）				○	
	第20条第6項	聴聞の審理の公開	○				
	第24条第3項	聴聞調書及び報告書の受理				○	
	第24条第4項	聴聞調書及び報告書の閲覧の要求の許可				○	
	第25条	聴聞の再開の命令	○				
	第27条	口頭による弁明の機会の付与及び弁明書の受理並びに証拠書類等の受理				○	
	第28条	弁明の機会の付与の通知				○	○
	第35条第1項及び第3項	行政指導の中止等の求めの受理及び調査				○	○
	第35条第3項	不適合の認定及び行政指導の中止等	○				
	第37条第1項及び第3項	処分等の求めの受理及び調査				○	○
	第38条第2項	届出に関する情報提供				○	○
	第39条	資料の写しの交付				○	
聴聞及び	第3条第3	聴聞の主	○				

弁明の機会 の付与に 関する規 則（平成 6年国家 公安委員 会規則第 26号）	項	宰者の再 指名（公 安委員会 の委員に 限る。）					
		聴聞の主 宰者の再 指名（公 安委員会 の委員を 除く。）				○	
	第9条第1 項（第24 条第2項 において 準用する 場合を含 む。）	聴聞の期 日及び場 所の変更 の申出の 受理及び 変更				○	
	第9条第3 項（第24 条第2項 において 準用する 場合を含 む。）	聴聞の期 日及び場 所の変更 の通知				○	
	第10条第2 項	文書等の 閲覧の日 時及び場 所の通知				○	
	第12条第1 項	聴聞の公 開の通知 及び公示				○	
	第19条	聴聞調書 等の閲覧 の申請の 受理並び に日時等 の指定及 び通知				○	
	第21条第1 項	弁明録取 者の指名				○	
	第22条第3 項	弁明調書 の受理				○	
	第24条第1 項におい て準用す る第11条	提出物目 録の作成 及び写し の交付並 びに証拠 書類等の 返還				○	

神奈川県 公安委員会 聴聞及び弁明の 機会の付与に關する規則（平成7年神奈川県公安委員会規則第5条）	第3条第3項	聴聞の主宰者の再指名（公安委員会の委員に限る。）	○				
		聴聞の主宰者の再指名（公安委員会の委員を除く。）				○	
	第5条第1項（第23条第1項において準用する場合を含む。）	聴聞の期日及び場所の変更の申出の受理及び変更				○	
	第5条第3項（第23条第1項において準用する場合を含む。）	聴聞の期日及び場所の変更の通知				○	
	第10条第2項	文書等の閲覧の日時及び場所の通知				○	
	第12条	聴聞の公開の通知及び公示				○	
	第18条	聴聞調書等の閲覧の申請の受理並びに日時等の指定及び通知				○	
	第20条第1項	弁明録取者の指名				○	
	第21条	弁明調書の受理				○	
	第23条第2項において準用する第11条	提出物目録の作成及び写しの交付並びに証拠書類等の				○	

		返還					
労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）	第49条の3	協力要請に対する協力				○	○
金融商品取引法（昭和23年法律第25号）	第210条第2項	事実照会に対する回答				○	○
消防法（昭和23年法律第186号）	第35条の13	事実照会に対する回答及び協力要請に対する協力				○	○
弁護士法（昭和24年法律第205号）	第23条の2第2項	弁護士会からの照会に対する回答				○	○
地方税法（昭和25年法律第226号）	第20条の11	協力要請に対する協力				○	○
関税法（昭和29年法律第61号）	第105条の3	協力要請に対する協力				○	○
国民年金法（昭和34年法律第141号）	第108条	書類の閲覧及び資料の提供の要請に対する協力				○	○
国税徴収法（昭和34年法律第147号）	第146条の2	協力要請に対する協力				○	○
国税通則法（昭和37年法律第66号）	第74条の12第1項	協力要請に対する協力				○	○
民事執行法（昭和54年法律第4号）	第18条第1項	援助請求に対する協力				○	○
民事訴訟法（平成8年法律第8号）	第132条の4第1項第2号及び第	調査の嘱託に対する協力				○	○

109号)	186条						
消費者安全法（平成21年法律第50号）	第14条第1項	協力要請に対する協力				○	○

2 総務部

法令名	条項	内容	公安委員会	専決者			
				警察本部			警察署長
				本部長	部長等	課長等	
神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）	第9条第1項及び第2項	公開請求の受理及び補正の要求				○	
	第10条第1項	公開請求に対する諾否決定	○				
	第10条第2項及び第3項	諾否決定等の通知				○	
	第10条第4項及び第5項	延長の決定及び通知				○	
	第11条第1項	事案の移送及び通知				○	
	第12条第1項及び第2項	第三者に対する意見書の提出の機会の付与の決定及び通知				○	
	第12条第3項（第18条において準用する場合を含む。）	第三者の情報を公開する旨等の通知				○	
	第13条	公開の実施				○	
	第16条	情報公開審査会への諮問	○				
	第17条	諮問をした旨の通知				○	
	第19条第1項、第3項	諾否決定に係る行				○	

	及び第4項並びに第20条	政文書の提示及び説明、資料の提出並びに意見の陳述等					
	第21条第1項及び第2項	提出資料等の受理				○	
	第22条	情報の公表（公安委員会が定める情報の公表事項を除く。）				○	
	第22条第1項第5号	公安委員会が定める情報の公表事項	○				
	第23条	情報の提供				○	
	第26条第3項	出資団体等の指定	○				
	第26条第4項及び第5項	出資団体等に対する指導及び助言				○	
	第29条第3項	目録の作成			○		
	第31条	運用状況の公表				○	
神奈川県情報公開条例施行規則（平成13年神奈川県公安委員会規則第11号）	第15条	情報の公表	○				
	第16条	出資団体等の指定の公表	○				
個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）	第68条	漏えい等の報告及び通知	○				
	第69条第2項	保有個人情報の利用及び提供				○	
	第70条及	提供を受	○				

び第72条	ける者に対する措置要求					
第71条	外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意の取得、参考情報の提供、必要な措置に関する情報の提供等	○				
第75条第1項	個人情報ファイル簿の作成及び公表	○				
第77条第1項及び第3項	開示の請求書の受理及び補正の要求				○	
第82条	開示及び不開示の決定及び通知	○				
第83条第2項及び第84条	延長の決定及び通知				○	
第85条第1項	事案の移送及び通知				○	
第86条第1項及び第2項	第三者に対する意見書提出の機会の付与及び通知				○	
第86条第3項	第三者の情報を開示した旨等の通知				○	
第87条第1項	開示の実施				○	
第91条第1項及び第3項	訂正請求書の受理及び補正				○	

	の要求					
第93条	訂正及び不訂正の決定及び通知	○				
第94条第2項及び第95条	延長の決定及び通知				○	
第96条第1項及び第3項	事案の移送及びその旨の通知並びに訂正の実施				○	
第97条	提供先への訂正の通知				○	
第99条第1項及び第3項	利用停止請求書の受理及び補正の要求				○	
第101条	利用停止及び利用不停止の決定並びに通知	○				
第102条第2項及び第103条	延長の決定及び通知				○	
第105条第1項	個人情報保護審査会への諮問	○				
第105条第2項	諮問をした旨の通知				○	
第109条第1項及び第2項	行政機関等匿名加工情報の作成及び提供	○				
第111条	提案の募集	○				
第112条第2項（第118条第2項において準	提案の受理	○				

	用する場合を含む。)及び第118条第1項						
	第114条 (第118条第2項において準用する場合を含む。)	提案の審査及び通知	○				
	第115条 (第118条第2項において準用する場合を含む。)	契約の締結	○				
	第116条第1項	行政機関匿名加工情報等の加工	○				
	第120条	契約の解除	○				
	第123条第1項	第三者提供における提供方法の公表及び情報の明示	○				
	第128条	苦情の処理	○				
	第146条第1項	報告の徴収及び立入検査	○				
個人情報の保護に関する法律施行令 (平成15年政令第507号)	第40条第3項	個人情報保護委員会への報告	○				
個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和4年神奈川県条例第	第13条	法の施行状況の公表			○		
	第14条	神奈川県情報公開・個人情報保護審	○				

63号)		議会への 諮問					
神奈川県 個人情報 保護審査 会条例（令 和4年神奈 川県条例 第64号）	第8条第1 項及び第3 項	行政文書 の提示並 びに資料 の作成及 び提出				○	
	第11条第1 項	提出資料 の写しの 受理				○	
苦情の申 出の手續 に関する 規則（平成 13年国家 公安委員 会規則第 11号）	第4条	苦情申出 書の補正 の要求				○	
被疑者取 調べ適正 化のため の監督に 関する規 則（平成20 年国家公 安委員会 規則第4 号）	第11条	監督実施 状況の報 告の受理	○				
遺失物法 （平成18 年法律第 73号）	第25条第1 項	報告及び 資料の提 出の要求			○		
	第25条第2 項	報告及び 資料の提 出並びに 保管物件 の提示の 要求			○		
	第26条	必要な指 示			○		
遺失物法 施行令（平 成19年政 令第21号）	第5条第5 号	特例施設 占有者の 指定				○	
遺失物法 施行規則 （平成19 年国家公 安委員会	第28条第2 項	指定の申 請書の受 理					○
	第28条第4 項	指定の公 示				○	

規則第6号)	第29条第1項及び第3項	変更の届出の受理					○
	第29条第2項	変更事項の公示				○	
	第30条第1項	指定の取消し	○				
	第30条第2項	指定の取消しの公示				○	
特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年神奈川県公安委員会規則第11号）	第3条第1項	指定の通知				○	
	第3条第2項	不指定の通知				○	
	第5条第1項	指定の取消し及び理由の通知				○	
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）	第18条	実施監査の実施に関する定め	○				
	第21条第1項	留置施設視察委員会委員の任命	○				
	第22条第1項	留置施設視察委員会に対する情報の提供に関する定め	○				
	第230条第1項及び第232条第1項	再審査の申請及び申告の受理				○	
	第230条第3項及び第232条第3項において準用する第160条第1項	再審査の申請及び申告に関する必要な調査				○	
	第230条第3項及び第232条第3項において	再審査の申請及び申告に関する報告、				○	

て準用する第160条第2項	資料等の提出の命令等					
第230条第3項において準用する行政不服審査法第15条第3項及び第6項	地位の承継の届出の受理及び許可				○	
第230条第3項及び第232条第3項において準用する行政不服審査法第23条	補正の命令				○	
第230条第3項において準用する行政不服審査法第25条第2項	執行停止の決定	○				
第230条第3項において準用する行政不服審査法第26条	執行停止の取消し	○				
第230条第3項及び第232条第3項において準用する行政不服審査法第27条第1項	再審査の申請及び申告の取下げの受理				○	
第230条第3項及び第232条第3項において準用する行政不服審査法	手続の併合及び分離				○	

	第39条					
	第230条第3項において準用する行政不服審査法第46条第1項本文及び第2項（第2号を除く。）並びに第47条（ただし書及び第2号を除く。）並びに第48条並びに第64条第1項から第3項まで	再審査の申請の裁決及び措置命令	○			
	第230条第3項において準用する行政不服審査法第51条第2項及び第4項	裁決書の謄本の送付及び公示			○	
	第232条第3項において準用する第164条第1項	申告に係る事実の確認	○			
		申告に係る事実の確認結果の通知			○	
	第232条第3項において準用する第164条第2項	申告が不適法である旨の通知			○	
	第232条第3項において準用する第164条第4項	再発防止等の必要な措置	○			
神奈川県 留置施設	第2条第4項	留置施設視察委員	○			

視察委員会条例（平成19年条例第8号）		会委員の解任					
神奈川県留置施設視察委員会運営規則（平成19年神奈川県公安委員会規則第4号）	第2条	委員の推薦の求め		○			
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定による神奈川県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則（平成28年神奈川県公安委員会規則第3号）	第2条第2項、第3条第2項、第4条第2項及び第5条第2項	管理簿の記入				○	

3 警務部

法令名	条項	内容	公安委員会	専決者			
				警察本部			警察署長
				本部長	部長等	課長等	
刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）	第189条第1項	司法警察員の指定	○				
	第194条	訴追を受けた警察官たる司法警察職員の懲戒及び罷免	○				
	第197条第2項	事実照会に対する回答				○	○

	第199条第2項	逮捕状を請求することのできる警部以上の司法警察員の指定	○				
	第508条第2項	裁判の執行に関する事実照会に対する回答				○	○
刑事訴訟法第194条に基づく懲戒処分に関する法律（昭和29年法律第64号）	第1条	訴追を受けた警察官たる司法警察職員の懲戒罷免の手続	○				
刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）	第141条の2（犯罪収益に係る保全手続等に関する規則（平成11年最高裁判所規則第10号）第23条において準用する場合を含む。）	地方裁判所への通知				○	
国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平	第19条第3項	没収保全等を請求することができる警部以上の司法警察員の指定	○				

成3年法律 第94号)							
不正競争 防止法（平 成5年法律 第47号）	第35条第3 項	没収保全 等を請求 することが できる 警部以上 の司法警 察員の指 定	○				
組織的な 犯罪の処 罰及び犯 罪収益の 規制等に 関する法 律（平成11 年法律第 136号）	第23条第1 項	没収保全 等を請求 することが できる 警部以上 の司法警 察員の指 定	○				
犯罪捜査 のための 通信傍受 に関する 法律（平成 11年法律 第137号）	第4条及び 第7条第1 項	傍受令状 及び期間 の延長を 請求する ことがで きる警視 以上の司 法警察員 の指定	○				
犯罪捜査 のための 通信傍受 に関する 規則（平成 12年最高 裁判所規 則第6号）	第2条第2 項	裁判所へ の通知				○	
犯罪被害 者等給付 金の支給 等による 犯罪被害 者等の支 援に関す る法律（昭 和55年法 律第36号）	第10条第1 項	申請の受 理				○	○
	第11条第1 項	給付金の 支給（支給 額の決定 を含む。） 及び支給 しない旨 の裁定	○				
	第12条第1 項	仮給付金 支給の決 定		○			

	第13条第1項及び第2項	裁定のための調査等				○	
	第13条第3項	裁定申請の却下	○				
	第20条の2の規定により読み替えられる地方自治法第245条の4第1項	国家公安委員会からの資料の提出の要求に対する措置	○				
	第22条第3項	民間団体への助言、指導その他の措置				○	
	第22条第6項	広報活動及び啓発活動				○	
	第23条第1項及び第6項	犯罪被害者等早期援助団体の指定及び指定の取消し	○				
	第23条第5項	改善命令		○			
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号）	第19条	損害賠償を受けた場合の届出の受理				○	○
	第20条第1項	裁定通知書等による通知				○	
	第20条第2項	支払請求書の交付				○	
	第23条第2項	添付書類の省略の決定				○	
監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号）	第2条第3項	監察実施計画の報告の受理	○				
	第5条	監察の実施の状況の報告の受理	○				

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）	第1条第1項	指定の申請の受理			○		
	第2条	指定の公示			○		
	第3条第1項	名称等の変更届出書の受理			○		
	第3条第2項	事業規程等の変更の承認		○			
	第3条第3項	名称等の変更の公示			○		
	第3条第4項	添付書類の内容変更届出の受理			○		
	第8条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理			○		
	第8条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理			○		
	第8条第3項	報告及び資料の提出の要求			○		
	第9条	解任の勧告		○			
	第10条第1項及び第2項	事業の廃止に係る届出書及び指定の取消に係る申請の受理			○		
	第10条第3項	指定の取消し	○				
	第11条	指定等に関する意見聴取			○		
	第12条	指定の取消しの公示			○		
オウム真理教犯罪被害者等	第6条第1項	申請の受理				○	○
	第7条第1項	給付金の	○				

を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）	項	支給の裁定（支給額の決定を含む。）及び給付金を支給しない旨の裁定					
	第8条第1項及び第2項	裁定のための調査等				○	
	第8条第3項	申請の却下	○				
	第9条第2項	国家公安委員会から提出された資料の受理	○				
	第18条の規定により読み替えられる地方自治法第245条の4第1項	国家公安委員会からの技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求に対する措置	○				
	第18条の規定により読み替えられる地方自治法第245条の4第3項	国家公安委員会に対する技術的な助言及び勧告並びに情報の提供の要求	○				
	第18条の規定により読み替えられる地方自治法第245条の7第1項	国家公安委員会からの違反の是正及び講ずべき措置の指示に対する措置	○				
オウム真理教犯罪被害者等を救済す	第2条第2項	添付書類の省略の決定				○	○
	第3条第1項	裁定通知				○	○

るための 給付金の 支給に関 する法律 施行規則 (平成20 年国家公 安委員会 規則第20 号)	項	等による 通知					
	第3条第2 項	支払請求 書の交付				○	○
警察組織 に関する 条例(昭和 29年神奈 川県条例 第28号)	第5条	警察組織 に関する 必要事項 の定め	○				
神奈川県 地方警察 職員定数 条例(昭和 29年神奈 川県条例 第32号)	第3条	警察部内 の定数の 配分に関 すること の定め	○				
警察官の 職務に協 力援助し た者の災 害給付に 関する法 律施行令 (昭和27 年政令第 429号)	第2条第1 項	協力援助 の該当の 有無及び 給付の適 否に関す る認定	○				
議会の議 員その他 非常勤の 職員の公 務災害補 償等に関 する条例 (昭和42 年神奈川 県条例第1 号)	第3条第2 項	公務上及 び通勤災 害の認定 並びに災 害認定の 通知			○		
	第6条、第7 条、第7条 の2、第8 条、第9条 の2、第10 条、第14条 及び第16 条	補償等の 実施			○		
	第18条	報告、文書				○	

		等提出要求、出頭命令及び受診並びに検案要求					
	第19条	補償の一時差し止め				○	
	第21条第2項	負担金額の控除				○	

4 生活安全部

法令名	条項	内容	公安委員会	専決者			
				警察本部			警察署長
				本部長	部長等	課長等	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）	第3条第1項及び第31条の22	営業の許可				○	
	第3条第2項（第31条の23において準用する場合を含む。）	許可条件の付加及び変更			○		
	第4条第1項（第31条の23において準用する場合を含む。）、第2項（第31条の23において準用する場合を含む。）及び第4項	営業の不許可	○				
	第4条第3項（第31条の23において準用する場合を含む。）	特例の許可				○	
	第5条第2項（第31条の23において準用する場合を含む。）	許可証の交付、再交付及び書換え					○

及び第4項 (第31条の23において準用する場合を含む。)、 第7条第5項(第7条の2第3項、 第7条の3第3項及び 第31条の23において準用する場合を含む。) 並びに第9条第4項(第31条の23において準用する場合を含む。)						
第5条第3項(第31条の23において準用する場合を含む。)	不許可の通知					○
第7条第1項(第31条の23において準用する場合を含む。)	相続の承認				○	
第7条第3項において準用する第4条第1項(第31条の23において準用する場合を含む。)	相続の不承認	○				
第7条の2第1項(法第31条の23におい	法人の合併及び分割の承認				○	
	法人の合	○				

	て準用する 場合を含む。)及び第7条の 3第1項にお いて準用する 第4条第1項 (第31条の 23において 準用する場合 を含む。)	併及び分割 の不承認					
	第8条(第31 条の23にお いて準用する 場合を含む。) 、第26条第1 項及び第31 条の25	許可の取消 し及び営業 の停止の命令	○				
	第9条第1項 (第31条の 23において 準用する場合 を含む。)	構造及び設備 の変更の承認				○	
		構造及び設備 の変更の不承認	○				
	第10条の2 第1項(第31 条の23にお いて準用する 場合を含む。)	特例風俗営業 者の認定				○	
		特例特定遊 興飲食店営 業者の認定				○	
		特例風俗営 業者の不認定	○				
		特例特定遊 興飲食店営 業者の不認定	○				
	第10条の2 第3項(第31 条の23にお いて準用する	認定証の交 付及び再交 付					○

場合を含む。)及び第5項(第31条の23において準用する場合を含む。)						
第10条の2第4項(第31条の23において準用する場合を含む。)	特例風俗営業者の不認定の通知					○
	特例特定遊興飲食店営業者の不認定の通知					○
第10条の2第6項(第31条の23において準用する場合を含む。)	特例風俗営業者の認定の取消し	○				
	特例特定遊興飲食店営業者の認定の取消し	○				
第20条第2項及び第4項	遊技機の認定及び型式の適合の検定				○	
	遊技機の不認定及び型式の不適合の検定	○				
第20条第5項	試験の実施に関する事務の委託				○	
第20条第10項において準用する第9条第1項	増設及び交替の変更の承認					○
	増設及び交替の変更の不承認	○				
第24条第5項(第31条	管理者の解任の勧					○

の23において準用する場合を含む。)	告					
第24条第6項（第31条の23において準用する場合を含む。）及び第7項（第31条の23において準用する場合を含む。）	講習の実施及び通知				○	
第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項、第31条の11第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第31条の24、第34条第1項並びに第35条の4第1項及び第4項第1号	必要な指示				○	○
第26条、第30条、第31条の5第1項及び第2項、第31条の6第2項第2号及び第3号、第31条の15、第31条の	許可の取消、営業の停止及び廃止の命令	○				

20、第31条の21第2項第2号、第34条第2項、第35条、第35条の2並びに第35条の4第2項及び第4項第2号						
第27条第4項（第31条の12第2項において準用する場合を含む。）及び第31条の2第4項（第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）	届出確認書の交付					○
第31条第1項から第3項まで（第31条の5第3項及び第31条の6第3項において準用する場合を含む。）及び第31条の16第1項から第3項まで	標章の除去の申請の受理並びに標章の貼付及び除去					○
第31条の4第2項及び第31条の19第2項	警察職員に対する貼り紙、貼り札及び立看板の除去の指示					○
第31条の6	処分移送				○	

第1項（第3項において準用する場合を含む。）及び第2項各号列記以外の部分、第31条の11第1項（第3項において準用する場合を含む。）及び第2項各号列記以外の部分、第31条の21第1項（第3項において準用する場合を含む。）及び第2項各号列記以外の部分並びに第35条の4第3項（第5項において準用する場合を含む。）及び第4項各号列記以外の部分	通知書の送付及び受理					
第31条の9第2項及び第3項	勸告及び総務大臣との協議				○	
第31条の10及び第31条の11第2項第2号	年少者利用防止のための命令					○
第37条第1項	報告及び資料の提出の要求				○	○
第38条第1項	少年指導			○		

	項	委員の委 嘱					
	第38条第5 項	研修の実 施				○	○
	第38条第6 項	少年指導 委員の解 嘱	○				
	第38条の2 第1項から 第3項まで	立入りに 係る指示、 立ち入り 及び結果 の報告の 徴収					○
	第39条第1 項	風俗環境 浄化協会 の指定	○				
	第39条第2 項第5号	講習の委 託	○				
		講習の委 託の更新				○	
	第39条第2 項第6号及 び第7号	調査の委 託	○				
		調査の委 託の更新				○	
	第39条第3 項	改善措置 の命令	○				
	第39条第4 項	風俗環境 浄化協会 の指定の 取消し	○				
	第41条第1 項	聴聞の実 施			○		
	第41条第2 項	聴聞の通 知及び公 示				○	
	第41条の2	医師の指 定			○		
	第41条の3	国家公安 委員会へ の報告等				○	
	第42条	飲食店営 業等の停 止の通知				○	
	第44条	風俗営業 者の団体 の届出の 受理				○	
風俗営業	第6条の4	聴聞決定				○	

等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）	第1項（第74条の3において準用する場合を含む。）	予定日の通知					
	第6条の4第2項（第74条の3において準用する場合を含む。）	聴聞決定 予定日通知書の交付					○
	第10条第2項及び第78条第2項	許可の通知					○
	第10条第3項、第20条第4項、第78条第2項及び第88条第4項	風俗営業 管理者証の交付及び書換え 特定遊興 飲食店営業 管理者証の交付 及び書換え					○
	第16条（第22条において準用する場合を含む。）及び第84条	相続並びに法人の 合併及び分割の承認及び不承認の通知					○
	第26条第2項及び第94条第2項	特例風俗 営業者の認定の通知及び認定証の交付					○
		特例特定 遊興飲食 店営業者の認定の通知及び認定証の交付					○
	第40条第1項及び第	管理者講習の通知				○	

	97条第3項						
	第40条第2項及び第97条第3項	理由等を記載した書面の受理					○
	第44条第2項（第55条第2項及び第66条第2項において準用する場合を含む。）	届出確認書の不交付の通知書の交付					○
	第109条	警察職員の身分を示す証明書の交付				○	○
	第112条	処分及び勧告の書面の交付					○
風俗環境 浄化協会 に関する 規則（昭和 60年国家 公安委員 会規則第3 号）	第1条第1項	指定申請書の受理				○	
	第2条	指定の公示				○	
	第3条第1項及び第2項	名称等変更の届出の受理及び公示				○	
	第5条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理				○	
	第5条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理				○	
	第5条第3項	報告及び資料の提出の要求				○	
	第6条	役員及び調査員の解任の勧告	○				
	第7条	指定の取消しの公示				○	
遊技機の 認定及び	第1条第1項	認定申請書の受理					○

型式の検 定等に関 する規則 (昭和60 年国家公 安委員会 規則第4 号)	第1条第4 項第1号イ 及び第2号 イ	遊技機の 点検及び 取扱いを 適正にで きると認 める者の 認定				○	
	第1条の2	認定申請 に係る補 正の要求					○
	第2条	試験及び 再試験の 実施、報告 の命令並 びに遊技 機及びそ の部品の 提出の要 求				○	
	第3条	認定及び 不認定の 通知				○	
	第5条第1 項	認定の取 消し	○				
	第5条第2 項	弁明の機 会の付与				○	
	第5条第3 項	認定の取 消しの通 知				○	
	第7条第1 項	検定申請 書の受理				○	
	第7条の2 第1項	同一の型 式に属す る遊技機 を製造す る能力を 有すること の確認				○	
	第7条の2 第2項及び 第3項	確認申請 書の受理 及び証明 書の交付				○	
	第7条の2 第4項及び 第5項	変更届出 書及び廃 止届出書 の受理				○	
	第7条の2 第6項	確認の取 消し	○				

	第7条の2 第7項	確認の取 消しの通 知				○	
	第7条の3	検定申請 に係る補 正の要求				○	
	第8条	試験及び 再試験の 実施、報告 の命令並 びに部品 の提出の 要求				○	
	第9条第1 項及び第2 項	適合及び 不適合の 検定の通 知並びに 公示				○	
	第11条第1 項及び第2 項	検定の取 消し	○				
	第11条第2 項第4号	検定に関 する報告 の要求				○	
	第11条第2 項第5号	検査及び 質問				○	
	第11条第3 項	弁明の機 会の付与				○	
	第11条第4 項	検定の取 消しの通 知及び公 示				○	
	第11条第5 項	警察職員 の身分を 示す証明 書の交付				○	
	第12条第1 項	指定試験 機関の公 示				○	
	第29条	試験事務 の実施及 び公示				○	
	第30条	試験事務 等の引受 け及び引 継事項の 指定				○	
少年指導	第2条第1	活動区域				○	

委員規則 (昭和60 年国家公 安委員会 規則第2 号)	項	の指定					
	第2条第2 項	少年指導 委員の周 知の措置				○	
	第8条	弁明の機 会の付与				○	
	第9条第3 項	少年指導 委員の身 分を示す 証明書の 交付				○	
風俗営業 等の規制 及び業務 の適正化 等に関す る法律施 行条例(昭 和59年神 奈川県条 例第44号)	第2条第1 項第1号	風俗営業 の種別に 応じた地 域の定め	○				
	第3条第2 項	特別な事 情のある 地域の定 め	○				
	第14条	営業所の 設置が許 容される 地域の定 め	○				
	第16条	住居地域 の制限外 地域の定 め	○				
	第17条	管轄区域 に風俗環 境保全協 議会が置 かれる警 察署の定 め	○				
古物営業 法(昭和24 年法律第 108号)	第3条	営業の許 可				○	
	第4条	営業の不 許可	○				
	第5条第2 項及び第4 項並びに 第7条第5 項	許可証の 交付、再交 付及び書 換え					○
	第5条第3 項	不許可の 通知				○	
	第6条第1 項及び第2	許可の取 消し	○				

	項					
	第6条第2項	公告	○			
	第8条の2第1項及び第2項	氏名及び名称等の公表及びその補正			○	
	第13条第4項	管理者の解任の勧告	○			
	第21条の5第1項及び第21条の6第1項	古物競りあっせん業者の認定			○	
		古物競りあっせん業者の不認定	○			
	第23条	必要な措置の指示				○
	第24条	許可の取消し及び営業の停止の命令	○			
	第25条第1項	聴聞の実施		○		
	第25条第2項	聴聞の通知及び公示			○	
	第26条	情報の提供			○	
	第27条第1項	国家公安委員会への報告			○	○
	第27条第2項	他の都道府県公安委員会への通報			○	
古物営業法施行規則（平成7年 国家公安委員会規則第10号）	第5条第9項	書換申請書の受理				○
	第12条第1項及び第2項	行商従業者証等の様式の承認及びその取消し		○		
	第12条第2項	承認した様式等の公示			○	

	第19条の7 第1項（第19条の12において準用する場合を含む。）	認定の公示				○	
	第19条の7 （第19条の12において準用する場合を含む。）	認定及び不認定の通知					○
	第19条の10第1項及び第19条の14第1項	認定の取消し	○				
	第19条の10第2項（第19条の14第2項において準用する場合を含む。）	認定の取消しの公示				○	
	第20条	警察職員の身分を示す証明書の交付				○	○
	第22条第1項	盗品売買等防止団体の承認申請の受理				○	
	第23条	盗品売買等防止団体の承認				○	
		盗品売買等防止団体の不承認	○				
	第24条	盗品売買等防止団体の承認の通知及び公示並びに不承認の通知				○	

	第25条第1項及び第3項	変更届出書の受理及び変更の公示				○	
	第25条第4項	変更に係る書類の受理				○	
	第25条第5項	業務規程及び情報管理規程の変更の認可				○	
	第26条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理				○	
	第26条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理				○	
	第26条第3項	報告及び資料の提出の要求				○	
	第27条	是正及び改善の勧告				○	
	第28条第1項及び第3項	盗品売買等防止団体の廃止届出書の受理及び廃止の公示				○	
	第29条第1項	盗品売買等防止団体の承認の取消し	○				
行商従業者証等の様式の承認に関する規程（国家公安委員会告示第7号）	第2条	承認申請書の受理				○	
	第5条	資料の提出の要求				○	
	第6条	廃止の届出の受理				○	
	第7条	承認の取消し及び				○	

		通知					
盗難特定 金属製物 品の処分 の防止等 に関する 法律（令和 7年法律第 75号）	第4条	届出番号 等の通知				○	○
	第11条	必要な措 置の指示				○	○
	第12条	営業停止 命令	○				
	第13条第1 項	報告及び 提出の要 求並びに 立入検査 の実施				○	○
	第14条	情報の提 供				○	○
盗難特定 金属製物 品の処分 の防止等 に関する 法律施行 規則（令和 8年国家公 安委員会 規則第8 号）	第11条	警察職員 の身分を 示す証明 書の交付				○	○
質屋営業 法（昭和25 年法律第 158号）	第2条第1 項	営業の許 可				○	
	第3条第1 項	営業の不 許可	○				
	第3条第2 項	意見聴取 並びに証 拠の提出 の許可及 び受理				○	
	第3条第3 項	不許可の 通知				○	
	第4条第1 項	営業内容 の変更の 許可					○
	第7条第1 項及び第2 項	保管設備 基準の設 定及び告 示	○				
	第8条第1 項、第2項 及び第4項	許可証の 交付、書換 え及び再 交付					○
	第25条	許可の取	○				

		消し及び 停止の命 令					
	第26条第1 項	聴聞の実 施			○		
	第26条第2 項	聴聞の通 知及び公 示				○	
	第27条	公安委員 会の間の 連絡				○	
	第28条第3 項第1号及 び第5項並 びに第6項	質置主の 保護に関 する特例 の承認及 び不承認				○	
質屋営業 法施行規 則（昭和25 年総理府 令第25号）	第1条第3 項	許可申請 書の提出 部数の指 定	○				
犯罪によ る収益の 移転防止 に関する 法律（平成 19年法律 第22号）	第8条第1 項	疑わしい 取引の届 出の受理				○	○
	第8条第4 項	国家公安 委員会へ の通知				○	
	第15条	報告及び 資料の提 出の要求				○	○
	第16条第1 項	立入検査 の実施				○	○
	第17条	必要な指 導、助言及 び勧告				○	○
	第18条	是正の命 令				○	○
犯罪によ る収益の 移転防止 に関する 法律施行 規則（平成 20年内閣 府、総務 省、法務 省、財務 省、厚生労	第33条第2 項	警察職員 の身分を 示す証明 書の交付				○	○

働省、農林 水産省、経 済産業省、 国土交通 省令第1 号)							
警備業法 (昭和47 年法律第 117号)	第4条	警備業の 認定				○	
	第5条第2 項	認定の通 知					○
	第5条第3 項及び第7 条第3項	欠格事由 に該当す る旨の認 定	○				
		欠格事由 に該当す る旨の通 知				○	
	第7条第2 項	認定の有 効期間の 更新				○	
		認定の有 効期間の 不更新	○				
	第7条第3 項	認定の有 効期間の 不更新の 通知				○	
	第8条	認定の取 消し	○				
	第9条	営業所の 設置等の 届出書の 受理					○
	第10条第1 項及び第 11条第1項 (第11条 第3項、第 16条第3項 及び第17 条第2項に おいて準 用する場 合を含 む。)	廃止及び 変更の届 出書の受 理					○
	第11条第2 項	公安委員 会間の連				○	

	絡					
第12条	届出書の受理					○
第16条第2項（第17条第2項において準用する場合を含む。）	届出書の受理					○
第17条第1項	護身用具の携帯の禁止及び制限に関する定め	○				
第22条第2項	警備員指導教育責任者資格者証の交付				○	
第22条第2項第1号	警備員指導教育責任者講習の実施				○	
第22条第2項第2号	適格者の認定				○	
第22条第4項（第23条第5項及び第42条第3項において準用する場合を含む。）	警備員指導教育責任者資格者証の不交付	○				
第22条第5項及び第6項（第23条第5項及び第42条第3項において準用する場合を含む。）	警備員指導教育責任者資格者証の書換え及び再交付				○	○
第22条第7項（第23条第5項及び第42条第3項において準用す	警備員指導教育責任者資格者証の返納の命令	○				

	る場合を含む。)					
第22条第8項	現任指導教育責任者講習の実施				○	
第23条第1項	検定の実施				○	
第23条第4項	合格証明書の交付				○	
第40条	機械警備業務の届出書の受理					○
第41条	廃止等の届出書の受理					○
第42条第2項	機械警備業務管理者資格者証の交付				○	
	機械警備業務管理者資格者証の不交付	○				
第42条第2項第1号	機械警備業務管理者講習の実施				○	
第42条第2項第2号	適格者の認定				○	
第43条	即応体制の整備等に関する定め	○				
第46条	報告及び資料の提出の要求				○	○
第47条第1項	立入検査の実施				○	○
第48条	必要な措置の指示				○	
第49条	営業の停止及び廃止の命令	○				
第50条第1項	聴聞の実施			○		

	第50条第2項	聴聞の通知及び公示				○	
	第51条	医師の指定			○		
警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）	附則第5条	検定に合格した者に対する審査の実施				○	
警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）	第4条第2項及び第63条第2項	医師の受診の要求					○
	第39条第3項	警備員指導教育責任者の兼任の承認					○
	第42条第1項	警備員指導教育責任者資格者証の交付申請書の受理					○
	第43条第1項及び第3項	警備員指導教育責任者の書換え申請書及び再交付申請書の受理					○
	第44条	返納命令書の交付及び返納の受理					○
	第42条及び第43条において準用する第63条第1項	機械警備業管理者資格者証の交付等の申請の受理					○
	第60条	機械警備業務管理者の兼任の承認					○
	第63条第2項	受診の要求				○	
	第70条	警察職員				○	○

		の身分を示す証明書の交付					
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）	第2条（第13条において準用する場合を含む。）	警備員指導教育責任者講習の実施の公示				○	
	第3条第4号	講習対象者の認定				○	
	第4条第1項（第13条において準用する場合を含む。）	受講申込書の受理				○	○
	第7条第1項及び第12条第1項	警備員指導教育責任者講習修了証明書及び機械警備業務管理者講習修了証明書の交付				○	
	第7条第2項（第12条第2項において準用する場合を含む。）	警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付				○	
	第10条	現任指導教育責任者講習の通知				○	
	第10条	現任指導教育責任者講習の通知				○	
警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）	第2条	検定合格警備員を配置する交通誘導警備業務の認定	○				
	第6条第3項	検定実技試験員の指定				○	
	第7条	検定の実施の公示				○	
	第8条第2	受検資格				○	

	号	者の認定					
	第9条第1項	検定申請の受理					○
	第10条	受検票の交付				○	○
	第11条	成績証明書 の交付				○	○
	第12条	成績証明書 の書換え及び再 交付の申請書の受 理並びに書換え及 び再交付				○	○
	第14条第1項	合格証明 書の交付の申請の 受理					○
	第15条第1項及び第3項	合格証明 書の書換え及び再 交付の申請書の受 理					○
	附則第9条	検定合格 者審査の 実施期日 等の公示				○	
	附則第10条第1項	審査申請 書の受理				○	○
	附則第11条	合格証の 書換え及び再交付 の申請の受理並び に書換え及び再交 付				○	○
警備員教育を行う者等を定める規程（平成8年 国家公安委員会告示第21号）	第1条第4号及び第3条第5号	警備員教育を行う者等の指定				○	
		警備員教育を行う者等の不指定	○				
機械警備	第2条	特例の承				○	

業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和57年神奈川県公安委員会規則第6号）		認					
探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）	第13条第1項	報告及び資料の提出の要求並びに立入検査の実施				○	○
	第13条第2項	警察職員の身分を示す証明書の交付				○	○
	第14条	必要な措置の指示				○	○
	第15条	営業の停止及び廃止の命令	○				
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）	第13条及び第15条第2項第1号	必要な指示				○	○
	第14条及び第15条第2項第2号	事業の停止及び廃止の命令	○				
	第15条第1項（第3項において準用する場合を含む。）及び第2項各号列記以外の部分	処分移送通知の送付及び受理				○	
	第16条	報告及び資料の提出の要求				○	○
	第17条	国家公安委員会への報告等				○	

	第20条	情報の提供				○	
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第3条第1項第11号から第14号まで	銃砲等及び刀剣類の製造及び販売等の届出の受理					○
	第3条第2項及び第3項並びに第3条の2第2項	人命救助等に従事する者及び使用人の届出の受理					○
	第4条第1項及び第5項並びに第6条第1項	散弾銃、空気銃及びクロスボウ（許可を現に受けている者の申請を除く。）並びにライフル銃の所持の許可			○		
		銃砲等又は刀剣類の所持の許可（散弾銃、空気銃及びクロスボウ（許可を現に受けている者の申請を除く。）並びにライフル銃を除く。）					○
	第4条第2項	許可条件の付加及び変更			○		○
	第4条第4項	許可の期間の指定（射撃競技の用途	○				

	に供する 拳銃及び 空気拳銃 に係るも のに限 る。)					
	許可の期 間の指定 (射撃競 技の用途 に供する 拳銃及び 空気拳銃 に係るも のを除 く。)					○
第4条の2 第1項(第5 条の4第3 項、第6条 第3項、第7 条の3第3 項、第9条 の5第4項、 第9条の10 第3項及び 第9条の16 第2項にお いて準用 する場合 を含む。) 及び第9条 の13第1項	許可申請 書等の受 理					○
第4条の3 第1項	認知機能 検査の実 施					○
第4条の3 第2項及び 第12条の3	医師の指 定			○		
第4条の3 第2項	受診の命 令及び診 断書の提 出の命令					○
第4条の4 第1項	銃砲等及 び刀剣類 の確認					○
第4条の4 第2項	猟銃等(教 習用備付					○

	け銃及び練習用備付け銃を除く。)への番号及び記号の打刻の命令					
第4条の4第3項	クロスボウへの番号又は記号の表示措置の命令					○
第5条及び第5条の2	銃砲等及び刀剣類の所持の不許可	○				
第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項	講習会の開催				○	
第5条の3第2項及び第5条の3の2第2項	講習修了証明書の交付				○	
第5条の3第3項(第5条の4第3項、第5条の5第3項及び第9条の14第3項において準用する場合を含む。)及び第5条の3の2第3項	届出の受理並びに講習修了証明書の書換え及び再交付					○
第5条の3第4項(第9条の14第3項において準用する場合を含む。)及び第5条の3の2第4項	講習会開催事務の一部の委託(講師の委嘱に関するものを除く。)		○			
	講習会開催事務の				○	

	一部の委託（講師の委嘱に関するに限る。）					
第5条の4 第1項	技能検定の実施				○	
	技能検定申請の却下	○				
第5条の4 第1項、第9 条の5第2 項及び第9 条の10第2 項	技能検定、射撃教習及び射撃練習の資格の認定			○		
第5条の4 第2項	合格の判断及び合格証明書の交付				○	
第5条の5 第1項	技能講習の実施				○	
第5条の5 第2項	技能講習修了証明書の交付				○	
第5条の5 第4項	技能講習事務の一部の委託（教習射撃場を管理する者との契約に関するものを除く。）		○			
	技能講習事務の一部の委託（教習射撃場を管理する者との契約に関するものに限る。）				○	
第6条第2 項	国際競技に参加する外国人	○				

	の所持期間の指定					
第7条第1項	許可証の交付及び許可証への記載					○
第7条第2項（第9条の13第3項において準用する場合を含む。）	届出の受理及び許可証の書換え及び再交付					○
第7条の3第2項	許可の更新					○
第7条の3第3項	許可の更新申請書の受理、認知機能検査並びに受診命令及び診断書の提出命令					○
第8条第2項（第9条の15第2項において準用する場合を含む。）、第4項（第9条の15第3項において準用する場合を含む。）及び第5項並びに第9条第3項	許可証の返納の受理					○
第8条第3項	許可事項の抹消					○
第8条第7項、第8条の2第2項、第11条第8項及び第9項、第11条	銃砲等（教習用備付け銃及び練習用備付け銃を除く。）、					○

の2第1項から第3項まで並びに第26条第2項	刀剣類及び拳銃部品の提出の命令及び仮領置					
第8条第8項、第8条の2第3項、第11条第10項及び第11項、第11条の2第4項及び第5項並びに第26条第5項	仮領置した銃砲等（教習用備付け銃及び練習用備付け銃を除く。）、刀剣類及び拳銃部品の返還					○
第8条第9項（第8条の2第4項、第11条第12項、第11条の2第6項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）	仮領置等した銃砲等（教習用備付け銃及び練習用備付け銃を除く。）及び刀剣類の売却及び廃棄					○
第8条第10項（第8条の2第4項、第11条第12項、第11条の2第6項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）	仮領置等した銃砲等（教習用備付け銃及び練習用備付け銃を除く。）、刀剣類及び拳銃部品の売却代金の交付					○
第9条の2第1項及び第2項	指定射撃場（期間を定めて指定するものを除く。）の指定及び解除	○				
第9条の3	猟銃等射				○	

第1項及び第9条の3の2第1項	撃指導員及びクロスボウ射撃指導員の指定					
第9条の3第2項及び第9条の3の2第2項	猟銃等射撃指導員及びクロスボウ射撃指導員の指定の解除	○				
第9条の4第1項及び第9条の9第1項	教習射撃場及び練習射撃場の指定	○				
第9条の4第2項（第9条の9第2項において準用する場合を含む。）	教習射撃指導員の選任及び解任の届出の受理				○	
第9条の4第3項（第9条の9第2項において準用する場合を含む。）	教習射撃指導員の解任の命令	○				
第9条の5第2項及び第9条の10第2項	射撃教習資格及び射撃練習資格の認定及び認定証の交付					○
	射撃教習資格及び射撃練習資格の不認定	○				
第9条の5第3項（第9条の10第3項において準用する場合を	射撃教習資格の認定の取消し	○				
	認定証の返納の受					○

	含む。) 理					
第9条の5 第4項及び 第9条の10 第3項にお いて準用 する第5条 の3第3項	認定証の 書換え及 び再交付					○
第9条の6 第2項(第9 条の11第2 項におい て準用す る場合を 含む。)	教習用備 付け銃の 届出及び 変更の届 出の受理				○	
第9条の6 第3項(第9 条の11第2 項におい て準用す る場合を 含む。)	番号及び 記号の打 刻の命令				○	
第9条の7 第3項(第9 条の11第2 項におい て準用す る場合を 含む。)	保管の設 備等の改 善等の命 令				○	
第9条の8 第1項及び 第2項並び に第9条の 12第1項	教習射撃 場及び練 習射撃場 の指定の 解除並び に教習修 了証明書 の交付の 禁止	○				
第9条の8 第3項及び 第9条の12 第2項	教習用備 付け銃及 び練習用 備付け銃 の提出の 命令及び 仮領置				○	
第9条の8 第4項及び 第9条の12	仮領置し た教習用 備付け銃				○	

第3項	等の返還 申請の受 理及び返 還					
第9条の8 第5項及び 第9条の12 第4項にお いて準用 する第8条 第9項及び 第10項	仮領置し た教習用 備付け銃 及び練習 用備付け 銃の売却 及び廃棄 並びに売 却代金の 交付				○	
第9条の13 第1項	年少射撃 資格の認 定			○		
	年少射撃 資格の不 認定	○				
第9条の13 第2項	年少射撃 資格認定 証の交付					○
第9条の14 第1項	年少射撃 資格の講 習会の開 催				○	
第9条の14 第2項	年少射撃 資格講習 修了証明 書の交付				○	
第9条の16 第1項	クロスボ ウ射撃資 格の認定			○		
	クロスボ ウ射撃資 格の不認 定	○				
	クロスボ ウ射撃資 格認定証 の交付					○
第10条の6 第1項	報告の要 求				○	○
第10条の6 第2項及び 第27条の2 第2項	立入検査 の実施				○	○

第10条の6 第6項及び 第10条の8 第2項にお いて準用 する第9条 の7第3項	保管の設 備等の改 善等の命 令					○
第10条の8 第1項及び 第4項	猟銃等保 管業者の 届出及び 廃止の届 出の受理					○
第10条の8 第3項	猟銃等保 管業務の 廃止及び 停止の命 令	○				
第10条の8 の2第1項 及び第4項	クロスボ ウ保管業 者の届出 及び廃止 の届出の 受理					○
第10条の8 の2第3項	クロスボ ウ保管業 務の廃止 及び停止 の命令	○				
第10条の9	危害防止 上必要な 措置の指 示					○
第11条第1 項から第7 項まで	所持許可 の取消し	○				
第11条の3	年少射撃 資格の認 定の取消 し	○				
第12条第1 項	聴聞の実 施			○		
	聴聞の通 知及び公 示				○	
第12条の3	報告の要 求及び医 師への受 診の命令					○

第13条	質問及び 検査の指 示並びに 報告の要 求				○	○
第13条の2	公務所等 への照会				○	○
第13条の3 第1項及び 第3項	銃砲等、刀 剣類及び 拳銃部品 の提出の 命令及び 保管					○
第13条の3 第2項及び 第4項	銃砲等、刀 剣類及び 拳銃部品 の返還					○
第14条第4 項、第16条 第2項、第 17条第3項 及び第18 条の2第3 項	教育委員 会からの 通知の受 理				○	
第21条の3 第1項第4 号	準空気銃 の製造及 び輸出を 業とする 者の届出 の受理					○
第22条の2 第1項ただ し書（第22 条の3第2 項におい て準用す る場合を 含む。）	輸出用模 造拳銃の 製造及び 輸出を業 とする者 の届出の 受理					○
第26条第1 項	銃砲等及 び刀剣類 の授受、運 搬及び携 帯の禁止 並びに制 限	○				
第26条第3 項	銃砲等及 び刀剣類 の授受、運	○				

		搬及び携 帯の禁止 又は制限 の県議会 承認					
	第27条第1 項	銃砲等及 び刀剣類 の提出の 命令					○
	第27条の2 第1項	報告の要 求				○	
	第27条の3	警察官等 による拳 銃等の譲 受け等の 許可		○			
	第28条の2 第1項	猟銃安全 指導委員 の委嘱				○	
	第28条の2 第3項	情報の提 供					○
	第28条の2 第6項	研修の実 施				○	
	第28条の2 第7項	猟銃安全 指導委員 の解嘱	○				
	第29条第1 項	申出の受 理				○	○
	第29条第2 項	申出に対 する調査 及び適当 な措置					○
銃砲刀剣 類所持等 取締法施 行令（昭和 33年政令 第33号）	第5条第3 号	危害予防 条件の設 定及び適 合の認定					○
	第9条	所持許可 の期間の 設定					○
	第21条第2 項、第24条 第2項及び 第36条第1 項	講習会の 開催の日 時等の公 表				○	
	第27条第1 項及び第 28条第1項	技能検定 及び技能 講習の実 施の通知					○

	第31条	国際競技に参加する外国人の許可期間の決定及び延長					○
	第33条第2項	教育資格認定証の有効期間の決定					○
	第41条	公安委員会間の連絡					○
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）	第1条第2項	提出書類の部数の指定	○				
	第4条第2項、第54条（第68条において準用する場合を含む。）及び第102条第3項（第103条第2項において準用する場合を含む。）	記載事項の変更の届出の受理					○
	第4条第3項及び第102条第4項（第103条第2項において準用する場合を含む。）	届出書の交付					○
	第4条第4項及び第102条第5項（第103条第2項において準用する場合を含む。）	廃止の届出の受理					○

第5条第2項及び第6条第2項	届出済証明書 の交付					○
第6条第3項及び第5項（第5条第3項において準用する場合を含む。）	変更の届出及び亡失、盗難等の届出の受理					○
第10条第1項第2号	医師の認定			○		
第12条第2項（第42条第2項において準用する場合を含む。）	推薦取消し 通知書の受理					○
第17条第1項	確認の 手続					○
第18条	打刻命令書 の交付					○
第18条の2第2項	表示措置命令書及びクロスボウ番号標の交付					○
第20条	受講申込書の受理				○	○
第26条	技能講習受講申込書の受理					○
第30条	許可期間延長申請書の受理					○
第35条第1項	更新時の新たな許可証の交付					○
第37条	許可事項抹消申請書の受理					○
第38条	仮領置書の交付及び保管書の返還請求					○
第39条第1項	返還申請					○

項	書の受理					
第40条	仮領置書の受理及び受領書の交付					○
第41条（第114条において準用する場合を含む。）	仮領置書及び代金領収書の受理並びに代金明細書の交付					○
第43条	射撃指導員指定申請書の受理					○
第44条	射撃指導員指定書の交付					○
第45条	射撃指導員指定解除通知書の交付				○	
第46条第1項	射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書の受理					○
第50条（第64条において準用する場合を含む。）	射撃場指定申請書の受理					○
第51条（第65条において準用する場合を含む。）	教習射撃場指定書の交付				○	
第53条（第67条において準用する場合を含む。）	教習射撃指導員解任命令書の交付				○	
第58条第2項（第72条において準用する	教習用備付け銃の届出済書の交付					○

	場合を含む。)					
	第61条及び第74条	教習射撃場指定解除通知書及び練習射撃指定解除通知書の交付				○
	第62条	教習修了証明書交付禁止通知書の交付				○
	第75条	年少射撃資格認定申請書の受理				○
	第80条	年少射撃資格講習受講申込書の受理				○
	第90条第2項から第4項まで	記載事項の変更及び事業の廃止の届出の受理並びに届出書の交付				○
	第93条	猟銃等保管業務廃止等命令書の交付				○
	第94条	使用実績報告書の受理				○
	第96条	保管書の交付				○
	第97条	保管書及び受領書の受理				○
	第100条第2項から第4項まで	記載事項の変更及び事業の廃止の届出の受理並びに届				○

		出書の交付					
	第113条	提出命令書の交付					○
	第117条	台帳の登載及び整理					○
指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）	第4条第2項	距離及び区域の基準の設定			○		
	第10条	指定申請書の受理					○
	第11条	指定通知書の交付				○	
	第12条	指定期間の決定					○
	第13条	変更届の受理（期間を定めて指定する指定射撃場に係るものを除く。）				○	
		変更届の受理（期間を定めて指定する指定射撃場に係るものに限る。）					○
	第14条	指定解除通知書の交付				○	
猟銃安全指導委員会規則（平成21年国家公安委員会規則第12号）	第2条第1項	活動区域の指定		○			
	第2条第2項	猟銃安全指導委員の委嘱の周知の措置				○	
	第8条	弁明の機会の付与				○	
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）	第19条第1項	運搬の届出の受理及び運搬証明書の					○

	交付					
第19条第2項及び第3項	運搬、積載等の指示及び指示内容の運搬証明書への記載					○
第19条第4項において準用する第17条第6項から第8項まで	運搬証明書の有効期間の指定並びに書換え及び再交付					○
第19条第5項	公安委員会間の連絡				○	
第43条第2項及び第45条	立入検査等及び緊急の措置				○	○
第48条第1項	許可条件の付加					○
第50条の2第1項において読み替える第17条第1項、第24条第1項及び第25条第1項	譲渡、譲受け、輸入及び消費の許可					○
第50条の2第1項において読み替える第17条第2項、第24条第2項及び第25条第2項	譲渡、譲受け、輸入及び消費の不許可	○				
第50条の2第1項において読み替える第17条第3項及び第25条第3項	譲渡、譲受け及び消費の許可の取消し	○				
第50条の2第1項にお	許可証の交付、有効					○

	いて読み替える第17条第4項及び第6項から第8項まで	期間の指定、書換え及び再交付					
	第50条の2第1項において読み替える第24条第3項	輸入の届出の受理					○
	第52条第1項	知事等の意見聴取への回答					○
	第52条第2項	知事等からの通報の受理				○	○
	第52条第3項	緊急措置通報の受理				○	○
	第52条第4項	知事等への措置の要請				○	○
	第55条	不服申立ての手続における意見の聴取等	○				
火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）	第2条及び第3条	許可証、運搬証明書等の返納の受理					○
	第4条	公安委員会間の連絡				○	
	第13条第3項	知事等の意見聴取への回答					○
猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）	第2条及び第3条第1項	譲渡許可証申請書及び譲受許可申請書の受理					○
	第6条及び第7条	譲受許可証等の書換え及び再交付申請の受理					○

	第8条	許可証の記載欄の追加					○
	第9条第1項及び第11条第1項	輸入許可申請書及び消費許可申請書の受理					○
	第9条第3項及び第4項（第11条第2項において準用する場合を含む。）	輸入許可書の交付及び変更の届出の受理					○
	第13条第2項	提出書類の部数の指定	○				
	第14条	台帳への登載及び整理					○
消防法（昭和23年法律第186号）	第11条第7項（第11条の4第3項において準用する場合を含む。）	市町村長等からの通報の受理				○	
高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）	第74条第1項	知事等からの通報の受理				○	
武器等製造法（昭和28年法律第145号）	第28条第1項	知事等からの通報の受理				○	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）	第59条第5項	運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付				○	
	第59条第9項	書換えの届出の受理及び書換え				○	
	第59条第10項	再交付の申請の受				○	

		理及び再 交付					
	第59条第6 項及び第7 項	運搬の日 時、経路等 の指示及 び指示内 容の運搬 証明書へ の記載				○	
	第62条の3	原子力事 業者等か らの報告 の受理				○	
	第67条第1 項	報告の徴 収				○	
	第68条第1 項	立入検査 の実施				○	
核原料物 質、核燃料 物質及び 原子炉の 規制に関 する法律 施行令（昭 和32年政 令第324 号）	第50条	運搬証明 書の返納 の受理				○	
	第51条	公安委員 会間の連 絡				○	
放射性同 位元素等 の規制に 関する法 律（昭和32 年法律第 167号）	第18条第5 項	運搬届出 の受理				○	
	第18条第6 項	運搬の日 時、経路等 の指示				○	
	第31条の2	許可届出 使用者等 からの報 告の受理				○	
	第42条第1 項	報告の徴 収				○	
	第43条の2 第1項	立入検査 の実施				○	
	第18条	公安委員 会間の連 絡				○	
放射性同 位元素等 の規制に 関する法 律施行令 （昭和35 年政令第 259号）							

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和56年総理府令第30号）	第2条第4項	届出書の交付				○	
	第3条第3項	指示書の交付				○	
	第5条第3項	許可届出使用者等からの報告書の受理				○	
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）	第87条第1項	知事等からの通報の受理				○	
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）	第17条第1項	運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付				○	
	第17条第2項及び第3項	運搬の日時、経路等の指示及び指示内容の運搬証明書への記載				○	
	第32条第1項	報告の徴収				○	
	第33条第2項	立入検査の実施				○	
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成7年政令第192号）	第3条の2及び第3条の3	申請の受理並びに運搬証明書の書換え及び再交付				○	
	第3条の4	運搬証明書の返納の受理				○	
	第3条の5	公安委員会間の連絡				○	
感染症の予防及び	第56条の27第1項	運搬届出の受理及				○	

感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）		び運搬証明書の交付					
	第56条の27第2項及び第3項	運搬の日時、経路等の指示及び指示内容の運搬証明書への記載				○	
	第56条の30	報告の徴収				○	
	第56条の31第1項	立入検査の実施				○	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）	第21条	書換えの届出の受理及び書換え				○	
	第22条	再交付申請書の受理及び再交付				○	
	第23条	運搬証明書の返納の受理				○	
	第24条	公安委員会間の連絡				○	
届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第5号）	第1条第3項	届出期日の認定				○	
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）	第56条第2項	協力要請に対する協力				○	
ストーカ一行為等の規制等に関する法律（平成12年法律	第5条第4項において準用する行政手続法第15条第1項	意見の聴取の通知				○	

第81号)	第5条第4項において準用する行政手続法第15条第3項	意見の聴取の通知の公示				○	
	第5条第4項において準用する行政手続法第16条第4項	代理人に係る書面の受理				○	
	第5条第4項において準用する行政手続法第18条第1項及び第3項	文書等の閲覧の受理及び許可並びに日時及び場所の指定				○	
	第5条第4項において準用する行政手続法第20条第6項	意見の聴取の審理の公開の決定		○			
	第5条第4項において準用する行政手続法第24条第3項	意見の聴取調書及び報告書の受理				○	
	第5条第4項において準用する行政手続法第24条第4項	意見の聴取調書及び報告書の閲覧の要求の許可				○	
	第5条第4項において準用する行政手続法第25条	意見の聴取の再開の命令 所在不明者への意見の聴取の再開の通知		○			
ストーカ一行為等の規制等	第2条第3項	聴聞の主宰者の再指名（公安	○				

に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号）		委員会の委員に限る。）					
		聴聞の主宰者の再指名（公安委員会の委員を除く。）				○	
	第8条第1項	意見の聴取の期日及び場所の変更				○	
	第8条第2項及び第3項	申出書の受理及び変更の通知				○	
	第9条第1項及び第2項	文書閲覧請求書の受理、許可及び通知				○	
	第9条第3項	新たな意見の聴取の期日の指定				○	
	第11条第1項	意見の聴取の公開の通知及び公示				○	
	第18条	意見の聴取調書等の閲覧の請求の受理並びに許可及び通知				○	
特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）	第11条	錠取扱業者の団体への援助				○	
自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車	第12条第3項	自転車の防犯登録を行う者の指定	○				
	附則（平成	市町村の	○				

対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）	5年法律第97号）第3項	区域の指定					
自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）	第2条第1項	申請書の受理				○	
	第3条第1項及び第2項	変更の届出の受理及び承認				○	
	第5条第1項	事業計画書及び事業報告書の受理				○	
	第5条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理				○	
	第6条	報告及び資料の提出の要求				○	
	第7条	是正及び改善の勧告				○	
	第8条	登録業務の休止及び廃止の承認	○				
	第9条	指定の取消し	○				
	第10条	登録業務の廃止等に伴う措置				○	
	第11条第1項	指定及び届出の公示				○	
	第11条第2項	休止及び廃止並びに指定の取消しの公示				○	
神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進	第14条及び第18条	防犯上の指針の策定に係る知事との協議	○				

条例（平成16年神奈川県条例第65号）	第20条	防犯上の指針の策定	○				
	第28条	知事及び教育委員会との協議	○				
	第31条第1項及び第3項	犯罪防止特別宣言に係る知事との協議	○				
	第32条	知事及び教育委員会との協議	○				
	第33条	指針の公表	○				
不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）	第9条第1項	援助の申出の受理及び援助の実施			○		
	第9条第2項	事例分析の事務の委託			○		
	第9条第5項	啓発及び知識の普及			○		
不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則（平成11年国家公安委員会規則第12号）	第1条第2項	書類その他の物件の提出の要求			○		
	第3条	委託先の選定			○		
国税犯則取締法（明治33年法律第67号）	第1条第3項	事実照会に対する回答				○	○
賃金の支払の確保	第12条の2第1項	協力要請に対する				○	○

等に関する法律（昭和51年法律第34号）		協力					
神奈川県迷惑行為防止条例（昭和38年神奈川県条例第26号）	第9条第7項	再発防止命令	○				
	第9条第8項	必要な指示				○	
	第9条第9項	事業停止命令	○				
	第9条第10項	聴聞の実施			○		
神奈川県迷惑行為防止条例施行規則（令和5年神奈川県公安委員会規則第1号）	第6条	再発防止命令書の交付				○	○
	第7条	指示書の交付				○	○
	第8条	事業停止命令書の交付				○	○

5 刑事部

法令名	条項	内容	公安委員会	専決者			
				警察本部			警察署長
				本部長	部長等	課長等	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成33年法律第77号）	第3条及び第4条	指定	○				
	第5条第1項（第15条の8第9項並びに第30条の8第4項及び第5項において準用する場合を含む。）、第34条第1項並びに第35条第3項及び第4項後段	意見聴取の実施（非公開の決定を含む。）	○				
	第5条第2項及び第34条第2項（第15条の2第8項及び第9	意見聴取の通知及び公示				○	

項、第30条の8第4項及び第5項並びに第35条第5項において準用する場合を含む。)						
第5条第4項	意見聴取を実施しない指定	○				
第6条第1項及び第8条第4項	国家公安委員会に対する指定の確認	○				
第6条第4項及び第8条第5項	国家公安委員会からの確認結果の受理	○				
第7条第1項及び第3項（第8条第7項、第15条の2第8項及び第9項、第15条の4第2項、第30条の8第4項及び第5項並びに第30条の12第2項において準用する場合を含む。）	指定及び指定の取消しの公示及び通知				○	
第7条第4項	公示事項の変更の公示			○		
第8条第2項	指定暴力団等の指定の取消し	○				
第8条第3項	指定暴力団連合の指定の取			○		

	消し					
第11条第2項、第12条第1項、第12条の2、第12条の4第1項、第12条の6第2項、第15条第1項（第3項において準用する場合を含む。）、第18条第2項及び第3項、第19条、第22条第2項、第23条、第26条第2項、第27条、第30条の4、第30条の5第1項、第30条の7第2項から第4項まで、第30条の10第2項並びに第30条の11第1項	命令	○				
第12条の4第2項	指示（緊急の必要がある場合を除く。）	○				
第13条	援助の実施				○	○
第14条第1項	事業者に対する援助の実施				○	○
第14条第2項及び第3項	責任者講習の実施及び通知				○	
第15条第2項（第3項	事務所の使用制限	○				

	において準用する場合を含む。)及び第30条の11第2項	に係る命令の期限の延長					
	第15条第4項及び第5項、第15条の2第5項及び第6項並びに第30条の11第3項及び第4項	標章の貼付及び除去				○	
	第15条の2第1項	警戒区域及び特定抗争指定暴力団等の指定	○				
	第15条の2第2項	指定の期限の延長	○				
	第15条の2第3項	警戒区域の変更	○				
	第15条の2第8項	意見聴取の実施	○				
	第15条の4第1項	指定の取消し	○				
	第28条第1項	離脱希望者に対する援護等の措置				○	○
	第28条第2項	離脱希望者に対する援護に関する啓発				○	○
	第28条第3項	神奈川県暴力追放推進センターに対する報告の要求			○		
	第30条の5第2項	命令の取消し	○				
	第30条の8第1項	特定区域及び特定危険指定	○				

	暴力団等の指定					
第30条の8第2項	指定の期限の延長	○				
第30条の8第3項	警戒区域の変更	○				
第30条の12第1項	指定の取消し	○				
第32条の3第1項及び第6項	暴力追放運動推進センターの指定及び取消し	○				
第32条の3第2項第7号	責任者講習の委託	○				
	責任者講習の委託の更新				○	
第32条の3第5項	改善命令		○			
第33条第1項	報告及び資料の提出の要求			○		
	立入りの実施				○	○
第33条第2項	身分を示す証明書の交付				○	○
第34条第4項	出頭及び意見の陳述の許可	○				
第34条第5項	意見聴取を行わないでの命令	○				
第35条第4項	公安委員会間の連絡				○	
第35条第6項	仮の命令後の命令	○				
第35条第8項	仮の命令の失効の手續				○	
第36条第1項から第3項まで	報告及び通報の受理				○	
第36条第4項	協力の要求（定型的			○		

		な事案を除く。)					
		協力の要求(定型的な事案に限る。)				○	
	第39条の2	書類の送達				○	
	第42条第1項	本部長への事務の委任	○				
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)	第42条第3項	警察署長への事務の委任	○				
	第15条	援助の申出の受理				○	
	第16条第1項	被害回復アドバイザーによる事務処理等の実施				○	
	第17条第1項	責任者の選任の届出の受理				○	
	第18条第6項	責任者講習の計画				○	
	第19条第1項	責任者講習の実施の通知				○	
	第19条第2項及び第3項	責任者講習受講申込書の受理及び受講修了書の交付				○	
	第21条第1項及び第30条第1項	指定の期限の延長に係る通知				○	
	第25条第1項及び第2項	社会復帰アドバイザーによる事務処理等の実施				○	
	第26条第1項	暴力追放運動推進				○	

		センターからの連絡の受理					
	第33条	書面の送達				○	
	第34条	報告調書の作成				○	
	第35条	提出資料の取扱手続				○	
	第39条	指定等についての公安委員会間の協力				○	
	第40条	命令等についての公安委員会間の協力				○	
	第41条	援助の措置についての公安委員会間の協力				○	
	第47条第3項（第48条第3項において準用する場合を含む。）	送達記録の作成				○	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成3年国家公安委員会規則第5号）	第2条第2項	主宰者の指名	○				
	第3条第2項	意見聴取官に対する陪席の要求			○		
	第8条第1項及び第3項	忌避の申出の審査及び措置	○				
	第10条第1項（第40条第3項に規定する場合を含む。）	補佐人の出席の許可		○			
	第10条第1項及び第2項	補佐人の出席の申				○	

	項（第40条第3項に規定する場合を含む。）	請書の受理及び許可の通知					
	第11条（第40条第3項に規定する場合を含む。）	付添いの勧告			○		
	第11条の2（第40条第3項に規定する場合を含む。）	出頭及び意見の陳述の許可の申請書の受理及び許可の通知				○	
	第12条第1項（第40条第3項に規定する場合を含む。）	参考人の出席の要求		○			
	第12条第2項及び第3項（第40条第3項に規定する場合を含む。）	参考人の出席の申請書の受理及び出席要求の当事者への通知				○	
	第16条第2項（第39条第2項及び第40条第3項に規定する場合を含む。）	意見の聴取の期日及び場所の変更		○			
	第16条第3項（第39条第2項及び第40条第3項に規定する場合を含む。）	変更の通知及び公示				○	
	第25条	意見聴取の状況の報告の受理	○				

	第35条第1項及び第2項（第40条第3項に規定する場合を含む。）	提出物目録の作成及び写しの交付並びに提出資料の返還			○		
	第38条（第40条第3項に規定する場合を含む。）	意見聴取の公示に伴う措置				○	
	第39条第1項（第40条第3項に規定する場合を含む。）	変更に係る申出の連絡			○		
	第40条第1項	意見聴取の再開	○				
	第40条第2項	意見聴取の再開の通知及び公示				○	
	第41条	書類の送達				○	
暴力追放運動推進センターに関する規則（平成30年国家公安委員会規則第7号）	第1条第1項	指定の申請書の受理			○		
	第2条及び第3条第2項	指定及び変更事項の公示			○		
	第3条第1項及び第3項	変更の届出及び変更後の届出の受理			○		
	第7条第1項	相談事業規程及び変更の承認		○			
	第8条第1項並びに第9条第1項及び第2項	相談事業開始、休止、廃止及び再開の届出の受理			○		
	第8条第2項及び第9項	相談事業の開始及			○		

	条第3項	び再開の 公示					
	第12条第1 項	事業計画 書及び収 支予算書 の受理			○		
	第12条第2 項	事業報告 書及び収 支決算書 の受理			○		
	第12条第3 項	報告及び 資料の提 出の要求			○		
	第13条第1 項	役員の解 任の勧告	○				
	第13条第2 項	暴力追放 相談委員 の解任の 勧告		○			
	第14条	指定の取 消しの公 示			○		
不当要求 情報管理 機関登録 規程（平成 3年国家公 安委員会 告示第5 号）	第2条	不当要求 情報管理 機関の登 録及び不 登録	○				
	第4条第1 項（第8条 第2項及び 第10条第2 項において 準用する 場合を含 む。）	登録申請 書の受理			○		
	第5条（第8 条第2項及 び第10条 第2項にお いて準用 する場合 を含む。）	登録の実 施		○			
	第6条（第8 条第2項及 び第10条 第2項にお いて準用 する場合	登録証の 交付			○		

	を含む。)					
	第8条第1項	登録の更新申請書の受理			○	
	第9条	変更届出書の受理及び登録証の書換え			○	
	第10条第1項	移転登録申請の受理			○	
	第11条	事業の廃止の届出の受理			○	
	第12条第1項	登録の取消し		○		
	第12条第2項	登録の取消しの通知			○	
	第13条	登録証の返納の受理			○	
	第14条	報告の要求			○	
神奈川県 暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）	第16条の2	暴力団事務所の使用禁止命令	○			
	第18条第1項	中止命令				○
	第18条第2項	再発防止命令	○			
	第27条第1項	説明及び資料の提出の要求又は立入検査の実施	○			
	第27条第2項	身分を示す証明書の交付				○
	第27条第4項	説明及び資料の提出の要求				○
	第28条	勧告	○			
	第29条第1項	公表	○			

	第29条第2項	意見を述べる機会の付与				○	
神奈川県暴力団排除条例施行規則（平成23年神奈川県公安委員会規則第2号）	第6条及び第12条	説明及び意見を録取する者の指名				○	
	第7条	書面の受理並びに説明の日時及び場所の変更並びに変更の通知				○	
	第10条第2項第4号	必要と認める事項の決定	○				
	第11条第2項及び第3項	意見陳述書、証拠書類及び証拠物の受理				○	
	第13条	書面の受理並びに意見陳述の日時及び場所の変更並びに変更の通知				○	
	第14条第3項	代理人資格喪失届出書の受理				○	
	第14条第2項	立入調査の実施				○	○
神奈川県薬物濫用防止条例（平成27年神奈川県条例第10号）	第14条第3項	身分を示す証明書の交付				○	
	第19条	知事への通知				○	
神奈川県薬物濫用防止条例第14条第2項の規定による立入調査に	第2条第2号	警察職員の指定		○			

関する規則（平成27年神奈川県公安委員会規則第5号）							
国際捜査共助等に関する法律（昭和55年法律第69号）	第8条第1項第5号及び第18条第9項	事実照会に対する回答				○	
	第14条第2項	証拠の送付			○		

6 交通部

法令名	条項	内容	公安委員会	専決者			
				警察本部			警察署長
				本部長	部長等	課長等	
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第4条第1項	信号機の設置及び廃止の決定	○				
		信号機の設置（場所の設定を除く。）				○	
		信号機の管理				○	○
		交通の規制（高速自動車国道及び自動車専用道路に係るもの（簡易なものを除く。）並びに第110条の2第1項に基づくものに限る。）	○				
		交通の規制（高速自動車国道及び自動車専用道路に係るもの（簡易なものを		○			

		除く。)並びに第110条の2第1項に基づくものを除く。)					
		警察官の現場における指示による交通の規制				○	○
		道路標識等の設置		○			
		道路標識等の管理 (高速自動車国道及び自動車専用道路に係るものに限る。)				○	○
		道路標識等の管理 (高速自動車国道及び自動車専用道路に係るものを除く。)				○	○
	第5条第1項	警察署長に行わせる交通規制の定め	○				
	第5条第2項	信号機の設置及び管理の委任	○				
	第15条の3第1項	遠隔操作型小型車の届出及び届出事項の変更の受理				○	
	第15条の3第3項	届出番号等の通知				○	
	第15条の5	報告及び				○	

第1項	資料の提出の要求並びに立入検査					
第15条の6	必要な措置の指示			○		
第22条の2第1項	最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示			○		
第22条の2第2項（第66条の2第2項において準用する場合を含む。）	監督行政庁との協議			○		
第45条第1項	駐車許可に関する定め	○				
第45条第3項	交通が頻繁でないと認めた区域の指定	○				
第45条の2第1項	高齢運転者等標章の車両の指定				○	○
第45条の2第2項	交付の申請の受理及び交付				○	○
第45条の2第3項	再交付の申請の受理及び再交付				○	○
第45条の2第4項	返納の受理				○	○
第49条第1項	パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の設置、廃止及び				○	○

	管理					
第49条第2項	時間制限 駐車区間 における 駐車の適 正を確保 するため の必要な 措置				○	○
第49条第3項	パーキン グ・メータ ー及びパ ーキン グ・チケッ ト発給設 備の管理 等に関する事務の 委託	○				
第49条の2	高齢運転 者等専用 時間制限 駐車区間 の指定及 び表示		○			
第49条の5	時間制限 駐車区間 における 駐車の許 可に係る 定め	○				
第51条の4 第3項及び 第4項	報告の受 理、放置車 両の認定 及び放置 違反金の 納付命令				○	
第51条の4 第6項	弁明通知 書による 通知				○	
第51条の4 第7項	公示によ る弁明通 知				○	
第51条の4 第10項	納付命令 の公示				○	
第51条の4 第12項	納付命令 をしない 場合の通				○	

	知及び仮 納付に係 る金額の 返還					
第51条の4 第13項	督促状に よる督促 及び延滞 金等の徴 収				○	
第51条の4 第14項	地方税の 滞納処分 の例によ る放置違 反金等の 徴収				○	
第51条の4 第16項	納付命令 の取消し				○	
第51条の4 第17項	納付命令 の取消の 通知及び 放置違反 金等に相 当する金 額の還付				○	
第51条の5 第1項	報告及び 資料の提 出の要求				○	
第51条の5 第2項	官庁、公 共団体そ 他の者に 対する照 会及び協 力の要請				○	○
第51条の6 第1項	国家公安 委員会へ の報告及 び同委員 会からの 通報の受 理				○	
第51条の8 第1項及び 第4項	確認事務 を委託す ることが できる法 人の登録				○	
第51条の8 第2項（第7 項におい	登録の申 請の受理				○	

	て準用する場合を含む。)					
	第51条の8第3項(第7項において準用する場合を含む。)	不登録	○			
	第51条の8第6項	登録の更新			○	
	第51条の9	登録を受けた法人に対する適合命令		○		
	第51条の10	登録の取消し	○			
	第51条の11第1項	報告の要求及び立入検査			○	
	第51条の13第1項	資格者証の交付			○	
		資格者証の不交付	○			
	第51条の13第1項第1号	資格者講習の実施及び技能及び知識を有する者の認定			○	
	第51条の13第2項	資格者証の返納命令	○			
	第51条の15第1項	放置違反金に関する事務の委託	○			
	第57条第2項	軽車両の乗車人員及び積載制限に関する定め	○			
	第58条の4	過積載車両に係る指示		○		
	第59条第2項及び第3項	自動車の牽引の許可及び許			○	

	可証の交付					
第60条	自動車以外の車両による牽引制限に関する定め	○				
第66条の2第1項	過労運転に係る車両の使用者に対する指示			○		
第71条第6号	運転者の遵守事項に関する定め	○				
第74条の3第5項	選任及び解任の届出の受理					○
第74条の3第6項	安全運転管理者等の解任命令	○				
第74条の3第8項	自動車の使用者に対する是正措置命令				○	
第74条の3第9項	講習の通知				○	
第75条第2項及び第75条の2第1項	自動車の使用制限命令（指示に係る2月以下の自動車の使用制限命令を除く。）	○				
第75条第3項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）	監督行政庁の意見の聴取			○		
第75条第4項	聴聞の実	○				

	項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）	施（指示に係る2月以下の自動車の使用制限命令及び放置違反金の納付命令に係る車両の使用制限命令を除く。）					
		聴聞の実施（指示に係る2月以下の自動車の使用制限命令に限る。）		○			
		聴聞の実施（放置違反金の納付命令に係る車両の使用制限命令に限る。）			○		
	第75条第5項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）	聴聞の通知及び公示				○	
	第75条第8項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）	参考人・関係人に対する出頭の要求並びに意見及び事情の聴取（指示に係る2月以下の自動車の使用制限命令及び放置違反金の納付命令に係	○				

		る車両の使用制限命令を除く。)					
		参考人・関係人に対する出頭 の要求並びに意見 及び事情の聴取（指 示に係る2月以下の 自動車の使用制限 命令に限る。）		○			
		参考人・関係人に対する出頭 の要求並びに意見 及び事情の聴取（放 置違反金の納付命 令に係る車両の使 用制限命令に限る。）			○		
	第75条第9 項（第75条 の2第3項 において準用する 場合を含む。）	自動車の使用制限 書の交付及び標章 の貼付				○	○
	第75条第 10項（第75 条の2第3 項において準用する 場合を含む。）	標章の除 去の申請 の受理及 び除去			○		
	第75条の2 第1項	指示に係 る自動車 の使用制 限命令（2		○			

	月以下に限る。)					
第75条の2第2項	放置違反金の納付命令に係る車両の使用制限命令			○		
第75条の2の2第1項及び第2項	報告及び資料の提出の要求				○	○
第75条の12第1項	特定自動運行の許可	○				
第75条の12第2項	特定自動運行許可申請書の受理				○	
第75条の13第1項及び第75条の16第2項において準用する第75条の13第1項	特定自動運行の審査				○	
第75条の13第2項及び第75条の16第2項において準用する第75条の13第2項	国土交通大臣等及び市町村の長の意見の聴取			○		
第75条の14	特定自動運行の不許可	○				
第75条の15第1項及び第75条の16第2項において準用する第75条の13第1項	必要な条件の付加			○		
第75条の15第2項及び第75条	特別の必要が生じたときの			○		

の16第2項 において 準用する 第75条の 15第2項	条件の変 更又は新 たな条件 の付加					
第75条の 16第1項	特定自動 運行計画 変更の許 可				○	
第75条の 16第3項及 び第4項	特定自動 運行計画 に係る軽 微な変更 等の届出 の受理				○	
第75条の 17	許可の公 示				○	
第75条の 25第1項	報告及び 資料の提 出の要求 並びに立 入検査				○	
第75条の 25第4項	官庁、公共 団体その 他の者へ の照会及 び協力の 要請			○		
第75条の 26第1項	必要な措 置の指示			○		
第75条の 26第2項	監督行政 庁の意見 の聴取			○		
第75条の 27第1項	許可の取 消し及び 効力の停 止	○				
第75条の 27第3項	許可の取 消しの公 示				○	
第75条の 28第3項	仮停止に 係る報告 の受理				○	
第75条の 29	許可の取 消し等の 国家公安 委員会へ の報告及			○		

	び通報の 受理					
第76条第4 項第7号	禁止行為 の定め	○				
第77条第1 項第4号	道路使用 許可の定め	○				
第89条第1 項	運転免許 申請書及 び質問票 の受理並 びに運転 免許試験 の実施				○	
第89条第2 項	質問票の 交付				○	
第89条第3 項	技能検査 の実施及 び技能を 有する旨 を証する 書面の交 付				○	
第90条第1 項	運転免許 の付与				○	
第90条第1 項ただし 書及び第2 項	運転免許 の拒否	○				
第90条第4 項（第7項 及び第14 項におい て準用す る場合を 含む。）	弁明の機 会の付与 及び通知				○	
第90条第5 項及び第6 項	運転免許 の事後に おける取 消し	○				
第90条第8 項及び第 103条第6 項	適性検査 の受検命 令及び診 断書の提 出命令				○	
第90条第9 項及び第 10項	運転免許 を受ける ことがで	○				

		きない期 間の指定					
第90条第 11項、第 101条の6 第4項、第 103条第9 項（第104 条の2の3 第5項及び 第107条の 5第9項に おいて準 用する場 合を含 む。）及び 第104条の 2の2第7項	公安委員 会間の連 絡				○		
第90条第 13項	仮運転免 許の拒否	○					
第90条の2 第2項	取得時講 習未受講 者の運転 免許の拒 否				○		
第91条及 び第91条 の2第2項	自動車等 の種類 の限定並び に運転免 許の条件 の付加及 び変更				○		
	自動車等 の種類 の限定条件 の付加（サ ポートカ ーに係る ものに限 る。）						○
	運転免許 の条件の 付加及び 変更（視力 に係るも のに限 る。）						○
第91条の2	申請に係				○		

第3項	る審査の実施					
第92条第1項	運転免許証の交付				○	○
第92条第2項、第95条の3の規定により読み替えて適用する第92条第2項、第95条の4第1項及び第95条の5第1項	免許を現に受けている者に対して当該免許の種類と異なる種類の免許を与えるときの運転免許証の交付及び免許情報記録の書換え				○	○
第93条第1項	運転免許証への記載				○	
第93条第2項及び第95条の3の規定により読み替えて適用する第93条第2項	運転免許証及び免許情報記録個人番号カードへの条件に係る事項の記載及び記録				○	
	運転免許証及び免許情報記録個人番号カードへの条件に係る事項の記載及び記録（視力及びサポートカーに係るものに限る。）					○
第93条の2	運転免許証の電磁的方法に				○	

	による記録					
第94条第1項及び第95条の5第2項の規定により読み替えて適用する第94条第1項	記載事項の変更の届出の受理並びに変更に係る事項の記載及び電磁的方法による記録				○	○
第94条第2項	再交付の申請の受理及び再交付				○	
第95条の2第1項	特定免許情報の記録の申請の受理				○	○
第95条の2第3項	特定免許情報の電磁的方法による記録				○	○
第95条の2第4項	運転免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の運転免許証の返納の受理				○	○
第95条の2第10項	運転免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の免許情報記録の抹消				○	○
第95条の2第11項	免許情報記録個人番号カードのみを有する者				○	○

		への運転 免許証の 交付					
第95条の5 第4項	国家公安 委員会か らの通報 の受理				○		
第97条の2 第1項第3 号イ及び 第101条の 4第2項	認知機能 検査の実 施				○		
第97条の2 第1項第3 号イ及び 第101条の 4第3項	運転技能 検査の実 施				○		
第97条の2 第2項	運転免許 試験の免 除の拒否				○		
第97条の2 第3項及び 第4項	運転免許 試験の一 部免除				○		
第97条の3 第1項	運転免許 試験の停 止（現場に おける不 正受験者 に対する 試験停止 を除く。） 及び合格 の決定の 取消し			○			
	運転免許 試験の停 止（現場に おける不 正受験者 に対する 試験停止 に限る。）				○		
第97条の3 第2項	合格決定 の取消し の通知				○		
第97条の3 第3項	運転免許 を受ける ことがで			○			

	きない期間の決定					
第98条第2項	自動車教習所の設置者及び管理者からの届出の受理				○	
第98条第3項（第108条の32の2第4項及び第108条の32の3第2項において準用する場合を含む。）	指導及び助言				○	
第98条第4項（第108条の32の2第4項及び第108条の32の3第2項において準用する場合を含む。）	自動車安全運転センターに対する要求				○	
第98条第5項（第108条の32の2第4項及び第108条の32の3第2項において準用する場合を含む。）	報告及び資料の提出の要求				○	
第99条第1項	指定自動車教習所の指定	○				
	指定の申請の受理				○	
第99条の2第4項	技能検定員資格者証の交付				○	
第99条の2第4項1号	技能及び知識を有				○	

ハ	すると認める者の認定					
第99条の2第5項（第99条の3第5項において準用する場合を含む。）	技能検定員資格者証の返納命令	○				
第99条の3第4項	教習指導員資格者証の交付				○	
第99条の4	講習の通知				○	
第99条の6第1項	報告及び資料の提出の要求並びに立入検査の実施				○	
第99条の7第1項	基準に適合させるための措置命令			○		
第99条の7第2項	業務に関する監督命令			○		
第100条第1項	指定の取消し及び卒業証明書等の発行禁止処分	○				
第100条第2項	指定の取消し及び卒業証明書等の発行禁止処分の延長	○				
第100条の2第1項及び第4項（第100条の3第3項において準用する場合を含む。）	再試験の実施及び通知				○	

	む。)					
	第100条の2第5項	再試験受験申込書の受理				○
	第100条の3第1項（第3項において準用する場合を含む。）及び第2項	試験移送通知書の送付及び受理並びに再試験の実施				○
	第101条第1項及び第101条の2第1項	更新及び特例更新の申請並びに質問票の受理				○
	第101条第3項	更新に係る書面の送付				○
	第101条第4項及び第101条の2第2項	質問票の交付				○
	第101条第5項及び第101条の2第3項	適性検査の実施				○
	第101条第6項及び第101条の2第4項	更新及び特例更新並びに経由地公安委員会への免許情報記録の有効期間を更新すべき旨の通知				○
	第101条の2の2第1項及び第3項	経由地更新の申請及び経由地書換えの申出の受理				○
	第101条の2の2第4項及び第5項	経由地更新に係る適性検査の実施及				○

	び通知					
第101条の2の2第6項	公安委員会間の連絡				○	
第101条の2の2第7項	適性検査の実施及び通知				○	
第101条の3第2項及び第101条の4第4項	更新の拒否				○	
第101条の4第5項	70歳以上75歳未満の者の更新並びに75歳以上の者の更新の際の講習、認知機能検査等及び運転技能検査等に係る書面の送付				○	
第101条の4の2第1項及び第3項	更新した運転免許証の交付及び更新した特定免許情報の記録				○	○
第101条の4の2第4項	経由地更新に係る免許情報記録の書換えを受けたときの運転免許証の返納の受理				○	
第101条の5及び第107条の3の2	報告の要求及び受理				○	○
第101条の6第1項	医師からの届出の受理				○	○

第101条の 6第2項	医師への 回答				○	
第101条の 7第1項及 び第2項	臨時認知 機能検査 の実施及 び通知				○	
第101条の 7第4項及 び第5項	臨時高齢 者講習の 実施及び 通知				○	
第102条第 1項から第 6項まで	臨時適性 検査の実 施及び通 知、診断書 の提出命 令並びに 必要な措 置命令				○	
第103条第 1項、第2項 及び第4項 (第104条 の2の3第5 項におい て準用す る場合を 含む。)並 びに第104 条の2の3 第3項	運転免許 の取消し	○				
第103条第 3項(第5項 及び第107 条の5第9 項におい て準用す る場合を 含む。)、 第104条の 2の2第3項 (第5項に おいて準 用する場 合を含 む。)並び に第104条 の2の3第5 項及び第8 項	処分移送 通知				○	

第103条第4項（第107条の5第4項及び第9項において準用する場合を含む。）及び第104条の2の2第4項	処分移送通知の受理				○	
第103条第7項及び第8項	運転免許を受けることができない期間の指定	○				
第103条の2第5項（第107条の5第10項において準用する場合を含む。）	警察署長からの仮停止通知書及び運転免許証の受理				○	
第103条の2第6項（第107条の5第10項において準用する場合を含む。）	仮停止の通知書及び運転免許証の送付並びに受理				○	
第104条第1項（第104条の2の2第6項、第104条の2の4第6項及び第107条の5第4項において準用する場合を含む。）	意見の聴取	○				
第104条第3項（第107条の5第4項において準用す	意見の聴取の通知及び公示				○	
第104条第3項（第107条の5第4項において準用す	参考人・関係人に対する出頭の要求並びに意見	○				

	る場合を含む。)及び第104条の2第5項	及び事情の聴取					
	第104条第4項(第104条の2の2第6項及び第107条の5第4項において準用する場合を含む。)	不出頭に係る運転免許の取消し	○				
	第104条の2第1項(第104条の2の3第7項及び第107条の5第4項において準用する場合を含む。)	聴聞の実施	○				
	第104条の2第2項(第104条の2の3第7項及び第107条の5第4項において準用する場合を含む。)	聴聞の通知及び公示				○	
	第104条の2第5項	参考人・関係人に対する出頭の要求並びに意見及び事情の聴取	○				
	第104条の2の2第1項	再試験の結果に係る運転免許の取消し			○		
	第104条の2の2第2項	再試験の不受験に	○				

	及び第4項	よる運転 免許の取 消し					
	第104条の 2の4第1 項、第2項 及び第4項	若年運転 者期間に 係る特例 取得免許 の取消し	○				
	第104条の 2の4第3項 (第104条 の2の4第5 項において 準用する 場合を含 む。)	若年運転 者期間に 係る特例 取得免許 の取消し 処分に関 する処分 移送通知				○	
	第104条の 2の4第7項	若年運転 者期間に 係る特例 取得免許 の処分通 知				○	
	第104条の 3第1項(第 107条の5 第11項に おいて準 用する場 合を含 む。)	書面の交 付				○	○
	第104条の 3第3項(第 107条の5 第11項に おいて準 用する場 合を含 む。)	通知の受 理				○	
	第104条の 4第1項及 び第2項	運転免許 の取消し に係る申 請の受理 及び取消 し				○	○
	第104条の 4第1項	運転免許 を受けたい旨の申 出の受理				○	○

第104条の4第3項	申出に係る運転免許の付与				○	
第105の2第1項及び第2項	運転経歴証明書の交付の申請の受理及び交付				○	○
第105条の2第3項	運転経歴情報の記録の申請の受理				○	○
第105条の2第4項	運転経歴情報の電磁的方法による記録				○	○
第106条及び第107条の6	国家公安委員会への報告及び同委員会からの通報の受理				○	
第106条の3第1項及び第107条の10第1項	運転免許証及び国外運転免許証の返納の受理				○	○
第106条の3第2項（第3項において準用する場合を含む。）	他の種類の運転免許に係る運転免許証の交付又は特定免許情報の記録				○	
	他の種類の運転免許に係る運転免許証の交付又は特定免許情報の記録（取消申請に係るものに限る。）					○

	第106条の3第4項及び第107条の10第2項	運転免許証及び国外運転免許証の提出の受理				○	○
	第106条の3第5項及び第107条の10第3項	運転免許証及び国外運転免許証の返還				○	○
	第106条の4第1項及び第2項	免許情報記録の抹消及び他の種類の免許に係る免許情報記録の書換え				○	
		免許情報記録の抹消及び他の種類の免許に係る免許情報記録の書換え（申請による取消しに係るものに限る。）					○
	第106条の5	運転免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の運転免許証の交付及び免許情報記録の書換え				○	
		運転免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の運転					○

	免許証の 交付及び 免許情報 記録の書 換え（申請 による取 消しに係 るものに 限る。）					
第107条の 規定により読み替 えて適用 される第 101条の4 の2第3項	更新した 旨を証す る書面の 交付				○	○
第107条の 4第1項及 び第3項	臨時適性 検査の実 施及び通 知並びに 必要な措 置命令				○	
第107条の 5第1項及 び第2項	自動車等 の運転の 禁止（聴聞 及び意見 の聴取に 係るもの に限る。）	○				
第107条の 5第1項	自動車等 の運転の 禁止（90日 未満60日 以上のもの に限る。）			○		
	自動車等 の運転の 禁止（60日 未満のもの に限る。）				○	
第107条の 5第3項	自動車等 の運転の 禁止期間 の短縮			○		
第107条の 5第5項及	国際運転 免許証等				○	○

	び第7項	の提出の 受理					
	第107条の 5第6項（第 7項におい て準用す る場合を 含む。）	国際運転 免許証等 の返還				○	○
	第107条の 5第8項	国際運転 免許証等 への処分 事項の記 載				○	
	第107条の 7第2項	交付申請 書の受理				○	○
	第107条の 7第3項	国外運転 免許証の 交付				○	○
	第108条第 1項	運転免許 関係事務 の委託	○				
		運転免許 関係事務 の委託の 更新			○		
	第108条の 2第1項及 び第2項	講習の実 施			○		
	第108条の 2第3項	講習の委 託	○				
		講習の委 託の更新			○		
	第108条の 3第1項、第 108条の3 の2及び第 108条の3 の3	講習の通 知				○	
	第108条の 3の4第1項	講習通知 事務の委 託			○		
	第108条の 3の5第1項 及び第2項	特定小型 原動機付 自転車運 転者講習 及び自転 車運転者 講習の受			○		

	講命令					
第108条の3の6	国家公安委員会への報告及び同委員会からの通報の受理				○	
第108条の4第1項	指定講習機関の指定	○				
第108条の5第3項	指導員の解任命令	○				
第108条の6第1項	講習業務規程の認可及び変更の認可			○		
第108条の8第1項	指定講習機関の基準に適合させるための措置命令			○		
第108条の8第2項	指定講習機関の特定講習の業務に関する監督命令			○		
第108条の9	検査の実施並びに報告及び資料の提出の要求			○		
第108条の10	講習の休止及び廃止の許可	○				
第108条の11	指定の取消し	○				
第108条の26	民間の組織活動等の促進等を図るための措置				○	○
第108条の27	交通安全教育の実施				○	○
第108条の	地域交通			○		

29第1項	安全活動 推進委員 の委嘱					
第108条の 29第5項	地域交通 安全活動 推進委員 の解嘱	○				
第108条の 30第1項	活動区域 の指定	○				
第108条の 30第3項	意見の申 出の受理					○
第108条の 31第1項	交通安全 活動推進 センター の指定	○				
第108条の 31第3項	交通安全 活動推進 センター に対する 改善命令	○				
第108条の 31第4項	指定の取 消し	○				
第108条の 32の2第1 項	運転免許 取得者等 教育の認 定の申請 の受理				○	
	運転免許 取得者等 教育の認 定	○				
第108条の 32の2第2 項（第108 条の32の3 第2項にお いて準用 する場合 を含む。）	認定の公 示				○	
第108条の 32の2第5 項（第108 条の32の3 第2項にお いて準用 する場合 を含む。）	認定の取 消し	○				
第108条の	運転免許				○	

	32の3第1項	取得者等検査の認定の申請の受理					
		運転免許取得者等検査の認定	○				
	第108条の34	使用者及び監督行政庁への通知				○	
	第109条の2第1項	交通情報の提供				○	
	第109条の2第2項	交通情報の提供に係る事務の委託		○			
	第110条	国家公安委員会からの指示に対する措置	○				
	第110条の2第1項、第2項及び第4項から第6項まで	特定の交通規制等の手続	○				
	第110条の2第3項及び第7項	管理者からの意見の聴取			○		
	第111条第1項及び第3項	道路の交通に関する調査の指示及び道路管理者等への結果の通知			○		
	第114条の2第1項	警察本部長への事務の委任	○				
	第114条の3	高速自動車国道等における交通警察に関する事務処理	○				

		の定め					
	第114条の5第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第155条第1項の例による場合）	通行の禁止及び制限の標示の設置 警察官の現場における指示による通行の禁止及び制限 緊急通行車両の確認並びに標章及び証明書の交付			○		
	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第2項を準用する第114条の5第2項	県内に在る者に対し通行禁止区域等を周知させる措置				○	○
道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）	第6条第3号	通行を禁止されている道路における通行の許可要件の定め	○				
	第10条	路線バス等の範囲の指定	○				
	第13条第1項	緊急自動車の指定及び届出の受理				○	
	第14条の2	道路維持作業用自動車の届出の受理及び指定				○	
	第18条第1項第5号	軽車両の灯火の定め	○				

	第22条第3号ハ	自動車の積載物の高さの制限	○				
	第32条の2第1項第2号、第2項第2号及び第3項、第32条の3の2第2項並びに第32条の5第1項及び第2項	緊急自動車の運転資格の審査				○	
	第32条の7第2号、第32条の8第2号並びに第34条第2項、第4項、第5項、第7項、第8項及び第10項	届出自動車教習所が行う特例教習課程の指定			○		
	第33条の5の3第1項第1号ハ、第2項第1号ハ及び第4項第1号ハ	届出自動車教習所が行う教習課程の指定			○		
	第33条の6の2第6号、第37条の4第7号、第37条の6の5第6号及び第37条の8第3項	やむを得ない事情の認定				○	
	第40条の2第2号	委託の公示				○	
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第6条の3の5	記載事項の変更の届出の受理及び変更事項の記載				○	○

第6条の7	表示板の設置及び廃止				○	
第6条の8	法人の認定			○		
第9条の9 第1項第2号	運転の管理に関する教習及び管理能力の認定			○		
第9条の9 第2項第2号	運転の管理能力の認定			○		
第9条の19 第1項	許可証の交付				○	
第9条の19 第2項	再交付の申請の受理				○	
第9条の21 第2項	審査に必要な資料の提出要求				○	
第9条の22	知事等の意見の聴取			○		
第9条の23 第1項	変更許可申請書の受理				○	
第9条の23 第3項	特定自動運行計画変更の許可の通知及び再交付				○	
第9条の25 第3項	許可証の書換え				○	
第9条の33	許可の取消し等に係る通知				○	
第9条の38 第1項及び第3項	許可証の返納の受理				○	
第9条の38 第4項	許可証の返納に係る公示				○	
第10条第3項	添付書類の定め				○	
第18条の2	技能検査				○	

の3第2項	申請書の 受理及び 仮免許に 係る免許 証の確認					
第18条の2 の3第5項	検査合格 証明書の 交付				○	
第18条の3	運転免許 の拒否及 び取消し の通知				○	
第18条の4 第1項、第 29条の3第 2項及び第 29条の5第 1項	医師の認 定			○		
第18条の5	限定解除 審査申請 書の受理 及び限定 解除の審 査の実施				○	
第18条の6 第2項	運転免許 条件申請 書の受理				○	○
第21条第1 項第4号	免許証の 再交付の 申請の受 理及び再 交付				○	
第22条第1 項（第18条 の2の3第4 項及び第 28条の2に おいて準 用する場 合を含 む。）	運転免許 試験を行 う道路及 び場所の 指定			○		
第22条第2 項及び第3 項（第18条 の2の3第4 項及び第 28条の2に おいて準	運転免許 試験の日 時及び場 所の指定				○	

	用する場合を含む。)					
	第24条第12項(第18条の2の3第4項及び第28条の2において準用する場合を含む。)	技能試験車(特例車を除く。)の提供及び指定			○	
	第24条第13項(第18条の2の3第4項及び第28条の2において準用する場合を含む。)	技能試験官の指定			○	
	第26条の3第2項	認知機能検査に係る書類の交付				○
	第28条	運転免許試験成績証明書の交付の申出の受理及び交付				○
	第29条の2の5第4項及び第29条の2の6第4項	やむを得ない理由を証する書面の受理				○
	第30条の7第5項	申請による運転免許の取消しの通知				○
	第30条の10第1項	記載事項の変更の届出の受理及び記載事項の変更				○
	第30条の11第1項	再交付の申請の受				○

	理及び再 交付（警察 署長は、平 成24年3月 31日以前 に交付さ れた運転 経歴証明 書の切替 えに係る ものに限 る。）					
第30条の 12	返納の受 理				○	○
第30条の 15第1項	運転経歴 情報記録 個人番号 カードの みを有す る者の住 所等の変 更の届出 の受理				○	○
第30条の 16	運転経歴 情報の抹 消				○	○
第31条の4 の7	法人の認 定			○		
第31条の5 第3項	廃止及び 変更の届 出の受理				○	
第31条の6	報告及び 資料の提 出の要求				○	
第32条	屈折コー スを走行 するのと 同等の教 習効果が あること の認定				○	
第33条第5 項第2号ニ （第34条 の3第1項 第3号にお いて準用 する場合	応急救護 処置の指 導に必要 な能力を 有すると 認める者 の認定			○		

	を含む。)及び第38条第8項第2号					
	第36条	指定申請書の記載事項変更届の受理			○	
	第37条第1項	指定書の交付及び指定取消通知書による通知			○	
	第37条第2項	措置・監督命令書の交付			○	
	第37条第3項	発行禁止・発行禁止延長処分通知書による通知			○	
	第37条の2第2項	措置命令書の交付			○	
	第37条の5の2第1項	自動車等の運転禁止処分書の交付			○	
	第38条第18項及び第38条の2	講習終了証明書の交付の申出の受理及び交付			○	
	第38条の3	法人等の認定		○		
	第38条の4第3項	初心運転者講習の受講期間の特例に関する書面の受理			○	
	第38条の4の2第3項	違反者講習の受講期間の特例に関する書面の受理			○	
	第38条の4	若年運転			○	

	の2の2第3項	者講習の受講期間の特例に関する書面の受理					
	第38条の4の3	法人の認定			○		
	第38条の4の6（第38条の4の7において準用する場合を含む。）	報告及び資料の提出の要求				○	
	第38条の7第2項	法人の認定	○				
道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）	第3条及び第4条第2項	意見の聴取の主宰者の指名				○	
	第5条（第17条第1項において準用する場合を含む。）	書面の受理				○	
	第6条第1項及び第3項（第17条第2項において準用する場合を含む。）	書面の受理及び許可の通知				○	
	第6条第2項（第17条第2項において準用する場合を含む。）	出頭の許可				○	
	第8条第1項（第17条第2項において準用する場合を含む。）	期日及び場所の変更				○	
	第8条第2項及び第3項	書面の受理並びに変更の通知及び公				○	

		示					
	第11条第2項	期日及び場所の公示				○	
	第13条	意見の聴取調書の受理及び報告の徴収				○	
	第14条第1項	書面による弁明の許可				○	
	第14条第2項	弁明録取者の指名				○	
	第15条第3項	弁明調書の受理				○	
神奈川県 道路交通 法施行細 則（昭和44 年神奈川 県公安委 員会規則 第1号）	第1条の2 第1項第3号キ	除外車両の指定				○	
	第1条の2 第1項第4号ク及びケ	駐車禁止除外車両の指定				○	
	第1条の2 第2項	指定の申請の受理				○	○
	第1条の2 第3項	標章の交付				○	○
	第1条の2 第5項	記載事項の変更の届出の受理及び変更事項の記載				○	
	第1条の2 第6項	再交付申請の受理及び再交付				○	
	第1条の2 第8項	標章の返納命令				○	
	第1条の2 第9項	返納の受理				○	○
	第2条	信号機の設置及び管理の委任書の交付			○		
	第4条第2項	確認書の交付				○	

第4条の2	指定申請書の受理及び指定書の交付				○	
第4条の3第2項	記載事項変更届の受理及び変更事項の記載				○	
第4条の3第3項	再交付申請書の受理及び再交付				○	
第4条の3第4項	返納届の受理				○	
第5条の2第2項	登録通知書の交付				○	
第5条の9	返納命令に係る駐車監視員資格者証の受理				○	○
第12条第3項	届出書の記載事項の変更の届出の受理					○
第13条第1項	受講申請書の受理					○
第13条第2項	修了証書の交付				○	
第14条第1項	認定申請書の受理					○
第14条第2項	資格認定書交付申出の受理及び資格認定書の交付					○
第15条第1項	解任命令書の交付				○	
第15条第2項	是正措置命令書の交付				○	
第15条の2	使用制限書の交付				○	○
第15条の3	標章除去通知書の				○	○

	交付					
第15条の4	報告・資料 提出要求 書の交付				○	
第18条の3	審査申請 書の受理				○	
第20条の2	成績証明 申請書の 受理				○	
第21条	無効通知 書の交付				○	
第22条	取消通知 書の交付				○	
第23条及 び第23条 の2	受検申請 書の受理				○	
第25条	受験停止 通知書の 交付				○	
第26条第1 項	臨時適性 検査通知 書の交付				○	○
第26条第2 項及び第4 項	提出命令 書の交付				○	○
第26条第3 項	受検命令 書の交付				○	○
第26条の3	運転免許 関係事務 委託書の 交付				○	
第26条の4 及び第26 条の6	認知機能 検査員講 習受講申 請書の受 理及び講 習終了証 の交付				○	
第27条第1 項から第 14項まで	講習受講 申請書の 受理				○	
第27条第 15項	講習の日 時等及び 場所の指 定				○	
第27条第 16項及び 第18項か	講習終了 証書の交 付				○	

	第21項 まで						
	第27条第 22項及び 第23項	再交付申 請書の受 理及び講 習終了証 書の再交 付				○	
	第29条第1 項	講習実施 委託書の 交付			○		
	第29条第2 項	指定講習 機関指定 書の交付			○		
	第29条の3	運転免許 取得者等 教育認定 書の交付				○	
	第29条の5	運転免許 取得者等 検査認定 書の交付				○	
自動車運 転代行業 の業務の 適正化に 関する法 律（平成13 年法律第 57号）	第4条	自動車運 転代行業 の認定				○	
	第5条第1 項	認定申請 書の受理					○
	第5条第2 項	認定及び 通知				○	○
	第5条第3 項	認定の拒 否	○				
		認定の拒 否に係る 通知					○
	第5条第4 項、第7条 第2項、第 23条第3項 及び第24 条第2項	国土交通 大臣との 協議			○		
	第7条第1 項	認定の取 消し	○				
	第8条第1 項	記載事項 の変更の 届出書の 受理				○	○
	第8条第2 項、第9条	国土交通 大臣への				○	

第3項及び第22条第1項	通知					
第9条第1項及び第2項	廃業等届出書の受理				○	○
第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第22条の2第1項	最高速度違反行為に係る指示			○		
第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第58条の4	過積載車両に係る指示			○		
第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第66条の2第1項	過労運転の車両の使用に係る指示			○		
第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第6項	安全運転管理者等の解任命令	○				
第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74	自動車運転代行業者に対する是正措置命令				○	

条の3第8項						
第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第2項及び第75条の2第1項	自動車の使用制限命令（指示に係る2月以下の自動車の使用制限命令を除く。）	○				
第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第9項	自動車等の使用制限書の交付及び標章の貼付				○	○
第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第10項	標章除去申請の受理及び標章の除去			○		
第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第1項	指示に係る自動車の使用制限命令（2月以下に限る。）		○			
第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第2項	放置違反金の納付命令に係る車両の使用制限命令			○		
第21条第1項	報告及び資料の提				○	○

		出の要求並びに立入検査					
	第21条第3項	身分証明書の貸与				○	
	第22条第1項及び第25条第2項第1号	必要な措置の指示			○		
	第22条第2項	国土交通大臣からの通知の受理			○		
	第23条第1項及び第25条第2項第2号	営業の停止命令	○				
	第23条第2項	国土交通大臣からの要請の受理			○		
	第24条第1項及び第25条第2項第3号	営業の廃止命令	○				
	第25条第1項（第3項で準用する場合を含む。）及び第2項	処分移送通知書の送付及び受理				○	
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号）	読み替えて適用される道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号及び同条第2項第2号	運転の管理に関する教習及び管理能力の認定			○		
自動車運	第1条の規	申請書の					○

転代行業 の業務の 適正化に 関する法 律の施行 に伴う神 奈川県道 路交通法 施行細則 の規定の 読み替え 等に関する 規則（平成 14年神奈 川県公安 委員会規 則第5号）	定により 読み替え て適用さ れる神奈 川県道路 交通法施 行細則第 13条第1項	受理					
	第1条の規 定により 読み替え て適用さ れる神奈 川県道路 交通法施 行細則第 13条第2項	修了証書 の交付				○	
	第1条の規 定により 読み替え て適用さ れる神奈 川県道路 交通法施 行細則第 14条第1項	申請書の 受理					○
	第1条の規 定により 読み替え て適用さ れる神奈 川県道路 交通法施 行細則第 14条第2項	資格認定 書の交付				○	○
	第1条の規 定により 読み替え て適用さ れる神奈 川県道路 交通法施 行細則第 15条第1項	解任命令 書の交付				○	
	第1条の規 定により 読み替え て適用さ れる神奈	是正措置 命令書の 交付				○	

	川県道路 交通法施 行細則第 15条第2項						
	第2条	立入証の 交付				○	
地域交通 安全活動 推進委員 及び地域 交通安全 活動推進 委員協議 会に關す る規則（平 成2年国家 公安委員 会規則第7 号）	第1条第2 項	地域交通 安全活動 推進委員 の氏名及 び連絡先 を周知さ せるため の措置				○	○
	第6条	身分証明 書の貸与					○
	第7条	標章の貸 与					○
	第8条第1 項	講習の実 施				○	○
	第8条第2 項	講習の委 託		○			
	第9条	地域交通 安全活動 推進委員 の指導				○	○
	第10条	解嘱の理 由の通知 及び弁明 の機会の 付与				○	
	第14条	報告及び 資料の提 出の要求				○	○
	第15条	勸告			○		
交通安全 活動推進 センター に關する 規則（平成 10年国家 公安委員 会規則第3 号）	第1条第1 項	指定申請 書の受理				○	
	第2条	法人の名 称等の公 示				○	
	第3条	変更の届 出の受理 及び変更 事項の公 示				○	
	第7条第1 項	事業計画 書及び収 支予算書				○	

		の受理					
	第7条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理				○	
	第7条第3項	報告及び資料の提出の要求				○	
	第8条	解任の勧告	○				
	第9条	指定の取消しの公示				○	
	第10条	都道府県センターとの連携				○	
道路法（昭和27年法律第180号）	第32条第1項第7号	パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の設置に伴う道路の占用の許可の申請				○	
	第35条	道路の占用の協議				○	
	第95条の2第1項	道路管理者との意見の調整				○	
		道路管理者との意見の調整（第46条第3項及び第47条第3項並びに道路上における道路の附属物である自動車駐車場の設置に係るものを除く。）					○

	第95条の2第1項ただし書（第2項ただし書において準用する場合を含む。）	通知の受理				○	○
	第95条の2第2項（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第24条の2において準用する場合を含む。）	道路管理者との協議（第46条第1項に係る通行の禁止及び制限に関するものを除く。）			○		
		道路管理者との協議（第46条第1項に係る通行の禁止及び制限に関するものに限る。）				○	
駐車場法（昭和32年法律第106号）	第3条第2項	知事に対する意見の回答			○		
	第4条第3項及び第4項（第5項において準用する場合を含む。）	市町村に対する意見の回答及び通知の受理			○		
	第5条第2項	地方公共団体の長に対する意見の回答			○		
駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）	第7条第3項	国土交通大臣との協議及び意見の調整			○		
交通安全施設等整	第3条第2項	国家公安委員会及	○				

備事業の 推進に関 する法律 (昭和41 年法律第 45号)		び国土交 通大臣に 対する意 見の回答					
	第4条	整備事業 の実施	○				
	第5条第1 項 (第3項 において 準用する 場合を含 む。)	実施計画 の作成及 び提出	○				
幹線道路 の沿道の 整備に関 する法律 (昭和55 年法律第 34号)	第5条第3 項 (第6項 において 準用する 場合を含 む。)	知事との 協議	○				
	第7条第1 項	道路交通 騒音の減 少等のた めの措置	○				
	第7条の2 第1項 (第4 項におい て準用す る場合を 含む。)	道路交通 騒音減少 計画の策 定	○				
	第7条の2 第3項 (第4 項におい て準用す る場合を 含む。)	道路交通 騒音減少 計画の公 表及び通 知			○		
	第8条第1 項	沿道整備 協議会で の協議			○		
自動車か ら排出さ れる窒素 酸化物及 び粒子状 物質の特 定地域に おける総 量の削減 等に関する 特別措	第10条第1 項	協議会に おける審 議調査	○				
	第15条第2 項 (第4項 及び第17 条第2項に おいて準 用する場 合を含 む。)、第	知事との 協議			○		

置法（平成4年法律第70号）	24条第2項及び第25条第3項						
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）	第25条第8項（第13項において準用する場合を含む。）	市町村との協議			○		
	第25条第9項（第13項において準用する場合を含む。）	基本構想案の作成及び市町村への提出			○		
	第25条第11項（第13項において準用する場合を含む。）	基本構想の受理			○		
	第26条第1項及び第4項	協議会での協議			○		
	第26条第3項	通知の受理			○		
	第27条第1項	基本構想の作成及び変更の提案			○		
	第31条第4項（第7項及び第32条第2項において準用する場合を含む。）	道路管理者との意見の調整			○		
	第31条第6項（第7項及び第32条第2項において準用する場合を含む。）	道路特定事業計画の受理			○		
	第36条第1項	交通安全特定事業			○		

		計画の作成及び交通安全特定事業の実施					
	第36条第4項（第6項において準用する場合を含む。）	関係する市町村及び道路管理者との意見の調整			○		
	第36条第5項（第6項において準用する場合を含む。）	交通安全特定事業計画の公表並びに関係する市町村及び道路管理者への送付			○		
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）	第5条第6項（第9項において準用する場合を含む。）	市町村との協議			○		
	第5条第7項（第9項において準用する場合を含む。）、第8条第5項（第6項において準用する場合を含む。）、第13条第5項（第6項において準用する場合を含む。）及び第21条第4項（第5項において準用する場合を含む。）	計画の受理				○	

	む。)					
	第6条第1項	協議会における協議			○	
	第8条第3項（第6項において準用する場合を含む。）、第13条第3項（第6項において準用する場合を含む。）及び第21条第3項（第5項において準用する場合を含む。）	地域公共交通特定事業を実施しようとする者の意見の調整			○	
	第14条第4項（第7項において準用する場合を含む。）、第22条第4項（第7項において準用する場合を含む。）及び第30条第5項（第7項において準用する場合を含む。）	国土交通大臣との意見の調整			○	
災害対策基本法	第48条第2項及び第76条第1項	通行の禁止及び制限			○	
	第76条第2項	県内にあり者に対し通行禁止区域等を周知させる措置				○

	第76条の4	道路管理者等への要請			○		
災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）	第20条の2第1項及び第32条第1項	通行の禁止及び制限の標示の設置			○		
		警察官の現場における指示による通行の禁止及び制限				○	○
	第20条の2第2項	回り道の明示			○		
	第20条の2第3項	通行の禁止及び制限についての道路管理者の意見の聴取			○		
	第20条の2第4項並びに第32条第2項及び第3項	通行の禁止及び制限の公安委員会間等の連絡			○		
	第20条の2第5項	通行の禁止及び制限の広報				○	○
	第33条第1項及び第2項	緊急通行車両の確認並びに標章及び証明書の交付				○	○
	第33条の3第1項	道路管理者等からの通知の受理			○		
大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）	第24条及び第32条第2項	通行の禁止及び制限		○			
大規模地震対策特	第11条第1項及び第	通行の禁止及び制			○		

別措置法 施行令（昭 和53年政 令第385 号）	18条第1項	限の標示 の設置					
		警察官の 現場にお ける指示 による通 行の禁止 及び制限				○	○
	第11条第2 項及び第3 項並びに 第18条第4 項	通行の禁 止及び制 限の公安 委員会間 等の連絡			○		
	第12条第1 項及び第2 項	緊急輸送 車両の確 認並びに 標章及び 証明書の 交付				○	○
	第18条第2 項	回り道の 明示			○		
	第18条第3 項	通行の禁 止及び制 限につい ての道路 管理者の 意見の聴 取			○		
	第19条第2 項	通行の禁 止及び制 限の広報				○	○
原子力災 害対策特 別措置法 （平成11 年法律第 156号）	第28条第2 項において適用す る災害対 策基本法 第76条第1 項	通行の禁 止及び制 限		○			
原子力災 害対策特 別措置法 施行令（平 成12年政 令第195 号）	第8条第2 項において適用す る災害対 策基本法 施行令第 32条第1項	警察官の 現場にお ける指示 による通 行の禁止 及び制限				○	○
	第8条第2 項において適用す	通行の禁 止及び制 限の公安			○		

	る災害対策基本法施行令第32条第2項及び第3項	委員会間の連絡					
	第8条第2項において適用する災害対策基本法施行令第33条第1項及び第2項	緊急通行車両の確認並びに標章及び証明書の交付				○	○
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	第42条第2項及び第155条第1項	通行の禁止及び制限		○			
	第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条第2項	県内に在る者に対し通行禁止区域等を周知させる措置				○	○
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）	第6条（災害対策基本法施行令第20条の2第1項の例による場合）及び第39条（災害対策基本法施行令第32条第1項の例による場合）	通行の禁止及び制限の標示の設置 警察官の現場における指示による通行の禁止及び制限			○		
						○	○
	第6条（災害対策基本法施行令第20条の2第2項の例による場合）	回り道の明示			○		
	第6条（災害対策基本法施行	通行の禁止及び制限につい			○		

	令第20条の2第3項の例による場合)	ての道路管理者の意見の聴取					
	第6条（災害対策基本法施行令第20条の2第4項の例による場合）及び第39条（災害対策基本法施行令第32条第2項及び第3項の例による場合）	通行の禁止及び制限の公安委員会間等の連絡			○		
	第6条（災害対策基本法施行令第20条の2第5項の例による場合）	通行の禁止及び制限の広報				○	○
	第39条（災害対策基本法施行令第33条第1項及び第2項の例による場合）	緊急通行車両の確認並びに標章及び証明書の交付				○	○
自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）	第19条	国土交通大臣との意見の調整			○		
自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令（昭和34年政令第320号）	第4条第3項及び第6条第1項	国土交通大臣及び地方運輸局長との協議			○		

共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）	第3条第3項	道路管理者との意見の調整				○	
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）	第3条第2項	道路管理者との意見の調整				○	
タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）	第43条第3項	国土交通大臣との協議			○		
都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）	第46条第11項	市町村との協議及び同意				○	
東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）	第18条第5項	国土交通大臣との意見の調整			○		
車両制限令（昭和36年政令第265号）	第11条第2項	道路管理者との意見の調整			○		
振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58条）	第12条	知事及び道路管理者との協議			○		
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実	第1条及び第2条（第5条において準用する場合を含む。）	意見を求める旨の書面の受理				○	
	第2条（第5条において	意見の提出			○		

施計画、乗 継円滑化 実施計画 及び新地 域旅客運 送事業計 画の認定 に係る都 道府県公 安委員会 の意見の 聴取に関 する命令 （平成19 年内閣 府・国土交 通省令第2 号）	て準用す る場合を 含む。）						
	第4条（第5 条において 準用する 場合を 含む。）	処分の通 知の受理				○	
東日本大 震災復興 特別区域 法第18条 第1項の認 定の申請 に係る都 道府県公 安委員会 の意見の 聴取に関 する命令 （平成23 年内閣 府・国土交 通省令第5 号）	第1条	意見を求 める旨の 書面の受 理				○	
	第2条	意見の提 出			○		
	第4条	国土交通 大臣から の通知の 受理				○	
路線を定 める自動 車運送事 業の免許 申請事案 の調査の 際における 都道府 県公安委 員会の意 見聴取等 に関する 覚書（昭和 40年4月20	第2条（第4 条及び第5 条において 準用する 場合を 含む。）	陸運局長 等への意 見書の提 出（第4条 は、一般乗 合旅客自 動車運送 事業の自 動車車庫 の新設及 び位置の 変更に関 するもの に限る。）				○	

日運輸省、 警察庁覚書)	第3条(第4 条及び第5 条におい て準用す る場合を 含む。)	処分内容 及び措置 結果通知 の受理				○	
道路運送 車両の保 安基準第 55条に基 づく基準 緩和認定 の際にお ける都道 府県公安 委員会の 意見聴取 等に関する 合意書 (昭和63 年2月1日 関東運輸 局、関東管 区警察局 合意書)		関東運輸 局長への 意見書の 提出				○	
特別積合 せ貨物運 送事業の 許可申請 事案の調 査の際に おける都 道府県公 安委員会 の意見聴 取等に関 する覚書 (平成元 年3月27日 警察庁、運 輸省覚書)	第2条(第4 条におい て準用す る場合を 含む。)	地方運輸 局長への 意見書の 提出				○	
	第3条(第4 条におい て準用す る場合を 含む。)	処分の内 容及び措 置結果の 通知の受 理				○	
	第5条	意見調整、 資料の提 供及び処 分の通知				○	
車両制限 令第3条第 1項第2号 イに基づ き道路管 理者が行 う道路の 指定の際		道路管理 者との意 見の調整				○	

における 都道府県 公安委員 会の意見 聴取等に 関する覚 書（平成5 年11月18 日警察庁、 建設省覚 書）							
踏切道改 良促進法 第3条第1 項に基づ く覚書（平 成13年2月 2日警察 庁、国土交 通省覚書）		地方運輸 局との意 見の調整			○		
神奈川県 暴走族等 の追放の 促進に関 する条例 （平成15 年神奈川 県条例第 73号）	第16条第1 項	重点区域 の指定	○				
	第16条第2 項（第5項 において 準用する 場合を含 む。）	市町村長 からの意 見の聴取			○		
	第16条第3 項（第5項 において 準用する 場合を含 む。）	暴走行為 助長禁止 重点区域 の指定の 告示				○	
	第16条第4 項	重点区域 の指定の 解除	○				
自動車の 保管場所 の確保等 に関する 法律（昭和 37年法律 第145号）	第8条	警察署長 からの通 知の受理			○		
	第9条第1 項	運行供用 制限命令	○				
	第9条第2 項	自動車の 運行供用 制限書の 交付及び 標章の貼 付				○	○

	第9条第3項	申告の受理				○	○
	第9条第4項及び第5項	保管場所の確保の確認及び確認の通知並びに標章の除去				○	○
	第10条第1項	聴聞の実施		○			
	第10条第2項	聴聞の通知及び公示				○	
	第12条	報告及び資料の提出の要求				○	○
	第13条第2項	監督行政庁への通知			○		
確認事務の委託の 手続等に関する規則（平成16年 国家公安委員会規則第23号）	第2条第1項（第3項において準用する場合を含む。）	登録申請書の受理				○	○
	第6条	駐車監視員資格者講習の公示				○	
	第7条第1項	受講申込書の受理				○	○
	第9条第1項	修了証明書の交付				○	
	第9条第2項（第10条第5項において準用する場合を含む。）	再交付申請書の受理				○	○
		再交付				○	
	第10条第2項	認定申請書の受理				○	○
	第10条第4項	認定書の交付				○	
	第11条第1項	交付申請書の受理				○	○
	第13条第1項	書換え交付申請書				○	○

		等の受理					
		書換え交付並びに資料の提示及び提出の要求				○	
	第13条第2項	再交付申請書の受理				○	○
		再交付				○	
	第14条	返納命令書の交付及び駐車監視員資格者証の返納の受理				○	○
運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）	第4条第2項第1号ロ	認知機能検査員の審査及び認知機能検査員講習の実施				○	
	第4条第2項第2号ニ	運転技能検査員の審査				○	
指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）	第2条第1項	指定申請書の受理				○	
	第3条	指定の公示				○	
	第4条第1項及び第3項	変更の届出の受理				○	
	第4条第2項	変更事項の公示				○	
	第5条第5号及び第7条第5号	運転適性指導及び運転習熟指導についての技能及び知識に関する審査				○	
	第9条	認可申請書及び変更認可申請書の受理				○	

	第11条	講習結果報告書の受理				○	
	第13条	事業報告書及び収支決算書の受理				○	
	第14条	休廃止の許可申請書の受理及び休廃止に係る公示				○	
	第15条	指定の取消しの公示				○	
	第16条	業務の引継ぎ等				○	
	第17条	特定講習指導員の指名				○	
	第18条	指定講習機関との連携				○	
届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）	第2条第1項	指定申請書の受理				○	
	第3条	指定書の交付				○	
	第4条	変更の届出の受理				○	
	第7条	報告及び資料の提出の要求				○	
	第8条第1項	指定の取消し			○		
技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）	第8条第2項	指定取消通知書による通知				○	
	第1条	技能検定員審査の実施			○		
	第2条（第10条第2項において準用する場合を含む。）	技能検定員審査の公示				○	
	第3条第1項	審査申請				○	

項及び第11条第1項	書の受理					
第5条第1項	技能検定員審査合格証明書の交付				○	
第5条第1項及び第13条第1項	審査合格証明書の交付				○	
第5条第2項（第13条第2項において準用する場合を含む。）及び第8条第1項（第16条第1項において準用する場合を含む。）	再交付申請書の受理及び再交付				○	
第6条	技能及び知識を有すると認める者の認定				○	
第7条第1項及び第2項並びに第15条第1項及び第2項	交付申請書の受理及び交付				○	
第8条第2項（第16条第1項において準用する場合を含む。）	書換え申請書の受理及び書換え				○	
第9条第1項（第16条第2項において準用する場合を含む。）	返納命令書の交付				○	
第9条第2項（第16条第2項にお	返納の受理				○	

	いて準用 する場合 を含む。)						
	第10条第1 項	教習指導 員審査の 実施			○		
運転免許 取得者等 教育の認 定に関する規則（平 成12年国 家公安委 員会規則 第4号）	第2条第1 号イ(3)及 び(4)	必要な技 能及び知 識を有す る者の認 定	○				
	第4条第2 項第4号	高齢者講 習同等課 程に係る 業務を行 う者の指 定			○		
	第7条第1 項及び第3 項	変更の届 出の受理				○	
	第7条第2 項	変更事項 の公示				○	
	第12条	認定の取 消しの公 示				○	
	第13条	電磁的記 録媒体に よる手続 の定め				○	
大型自動 車免許の 欠格事由 等の特例 に係る教 習の課程 の指定に 関する規 則（令和4 年国家公 安委員会 規則第4 号）	第2条	指定申請 書の受理				○	
	第3条	指定書の 交付				○	
	第4条	変更の届 出の受理				○	
	第8条	報告又は 資料の提 出の要求				○	
	第9条第1 項	指定の取 消し			○		
	第9条第2 項	指定取消 通知書に よる通知				○	
運転免許 取得者等 検査の認 定に関する規則（令	第4条第1 項第4号及 び第2項第 4号	運転免許 取得者等 検査に係 る業務を 行う者の			○		

和4年国家 公安委員 会規則第8 号)		指定					
	第8条第1 項及び第3 項	変更の届 出の受理				○	
	第8条第2 項	変更事項 公示				○	
	第13条	認定の取 消しの公 示				○	
	第14条	電磁的記 録媒体に よる手続 の定め				○	

7 警備部

法令名	条項	内容	公安委員 会	専決者			
				警察本部			警察署長
				本部長	部長等	課長等	
出入国管 理及び難 民認定法 (昭和26 年政令第 319号)	第10条第6 項、第19条 の37第3 項、第28条 第2項、第 52条第7 項、第59条 の2第3項 及び第61 条の2の14 第3項	事実照会 に対する 回答				○	○
	第61条の8 第2項	協力要請 に対する 協力				○	○
出入国管 理及び難 民認定法 及び日本 国との平 和条約に 基づき日 本の国籍 を離脱し た者等の 出入国管 理に關す る特例法 の一部を 改正する 等の法律 (平成21	附則第14 条第3項	事実照会 に対する 回答				○	○

年法律第79号)							
国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）	第9条	規制対象財産の贈与を受けること等の一定の行為に係る許可	○				
	第10条	規制対象財産の贈与を受けること等の一定の行為に係る許可申請書の受理					○
	第12条	許可に係る条件の付加及び変更	○				
	第13条第1項	許可証の交付				○	
	第13条第2項	許可証の再交付申請の受理					○
		許可証の再交付				○	
	第13条第3項	許可証の返納の受理					○
	第14条	許可の取消し	○				
	第16条第1項	特定債権の差押債権者に対する債務の履行の禁止命令	○				
		命令をした旨の通知				○	
	第16条第2項	通知すべき事項の公告				○	
	第16条第3項	命令の取消し	○				

第17条第1項	規制対象財産の提出命令及び仮領置	○				
第17条第2項	規制対象財産の引継ぎ及び引継ぎを受けた規制対象財産の仮領置	○				
	引継ぎをした旨の通知				○	
第17条第3項	規制対象財産の返還申請の受理					○
第17条第4項及び第5項	規制対象財産の返還	○				
第17条第7項	規制対象財産の返還先が財産凍結等対象者である場合の措置	○				
	引き続き仮領置する旨の通知				○	
第19条	資料の提出その他協力の要求				○	
第20条第1項	報告及び資料の提出の要求並びに立入検査				○	
第20条第2項	身分証明書の貸与				○	
第21条	情報の提供並びに指導及び助言				○	

	第22条	財産凍結等対象者を相手方とする行為の制限に係る命令	○				
	第23条	国家公安委員会への報告				○	
国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行規則（平成27年国家公安委員会規則第16号）	第34条第1項	提出資料目録の作成及び写しの交付				○	
	第34条第2項	資料の返還				○	
集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和25年神奈川県条例第69号）	第3条第1項	不許可処分並びに重要、異例及び疑義があるものの許可	○				
		2署以上にわたって行われるものの許可（軽易なものを除く。）並びに集団陳情が伴い、又は伴うおそれのあるもの及び紛争発生のおそれのあるものの			○		

		許可					
		軽易なものの許可					○
	第3条第1項及び第3項	不許可、許可取消し及び許可条件変更処分の通知				○	○
	第3条第1項第6号	条件による進路、場所及び日時の変更	○				
	第3条第2項	許可する旨を記載した書面の交付				○	○
	第3条第3項	許可の取消し及び条件の変更	○				
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第3条第4項	県議会への報告	○				
	第10条第3項	飛行を行う者からの通報の受理				○	
	第29条第1項	職員の派遣の要請	○				
	第29条第3項（第30条第3項において準用する場合を含む。）	事前の協議	○				
	第30条第1項及び第2項	職員の派遣のあっせんの要求	○				
災害対策基本法	第68条	応援及び災害応急	○				

		対策の実施（緊急に行う応援及び災害応急対策の実施を除く。）					
		応援及び災害応急対策の実施（緊急に行う応援及び災害応急対策の実施に限る。）		○			
	第74条第1項	応援の要求及び応援（緊急に行う応援の要求及び応援を除く。）	○				
		応援の要求及び応援（緊急に行う応援の要求及び応援に限る。）		○			
	大規模地震対策特別措置法 第26条第1項において準用する災害対策基本法第68条	応援及び災害応急対策の実施（緊急に行う応援及び災害応急対策の実施を除く。）	○				
		応援及び災害応急対策の実施（緊急に行う応援及び災害応急対策の実施に限る。）		○			

	第26条第1項において準用する災害対策基本法第74条第1項	応援の要求及び応援（緊急に行う応援の要求及び応援を除く。）	○				
		応援の要求及び応援（緊急に行う応援の要求及び応援に限る。）		○			
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	第12条第1項	応援の要求及び応援（緊急に行う応援の要求及び応援を除く。）	○				
		応援の要求及び応援（緊急に行う応援の要求及び応援に限る。）		○			
	第18条第1項	応援（緊急に行う応援を除く。）	○				
		応援（緊急に行う応援に限る。）		○			
	第102条第5項	立入制限区域の指定		○			
	第102条第6項	立入制限区域を指定した場合の施設管理者への通知及び必要事項の公示			○		
	第102条第	国家公安			○		

	8項	委員会からの指示に対する措置					
	第151条第1項	職員の派遣の要請	○				
	第151条第2項	事前の協議	○				
	第152条第1項及び第2項	職員の派遣のあっせんの要求	○				